

## 交流事業の取扱いについて

交流事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 交流事業の取扱いについて

地域間交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

「語学指導等を行う外国青年招致事業」については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。

友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携又は棲分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会（仮称）を新市において設置する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第27号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	27. 交流事業の取扱い	中項目	1. 交流事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
<b>1. 国内交流の取扱い</b>								地域間交流事業については、合併時に廃止し、新市において再構築する。語学指導等を行う外国青年招致事業については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。友好・姉妹都市については、合併時に廃止し、新市において再構築する。その他の交流事業については、合併時に廃止し、新市において再構築する。 <b>(平成16年2月27日作業部会案)</b>
事業(交流)名	なし	なし	なし	朝市	炭焼(竹炭)体験事業	なし	なし	
交流相手				大分市王子山の手町	都市住民(大分市中心)			
交流開始年度				平成11年度	平成11年度			
交流の目的・内容				大分市王子山の手町を対象に、朝地町の農産物(野菜、米、花、加工品)を販売し、地域間交流を図る。(偶数月に開催:年間計6回)ふるさとまつり参加。	竹炭を生産(炭焼)する体験により、上流域の山村住民と下流域の都市住民の交流及び都市住民が「緑と水」の源泉としての森林の持つ多面的機能の理解を深める。内容:竹割作業、窯入れ窯出し作業。			
H15年度支出額				朝市開催会場借上料 60,000円	69,000円			
<b>2. 国際交流の取扱い</b> <b>(1)【派遣する場合】</b>								地域間交流事業については、原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。語学指導等を行う外国青年招致事業については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。国際交流事業の推進にあたっては、当面は行政と民間の棲分けを図りつつ、将来的な民間主導への転換に努める。そのため、民間による支援組織としての国際交流協会(仮称)を新市において設置する。 <b>(平成16年3月1日専門部会案)</b>
事業(交流)名	なし	村民の翼交流事業	人材育成事業海外研修	なし	なし	なし	なし	
交流開始年度		平成6年度	平成9年度					
交流の目的		人材の育成と国際化する社会への対応及び見識を広めることを目的として国際交流事業を行う。	活力あるまちづくりを推進する人材の育成。					
対象者		公募(全村民対象)	公募(緒方町に住み、55歳以下の者)					
研修先		大韓民国釜山広域市長安邑	ドイツ連邦共和国(平成15年度~)					
期間		時期不特定(3泊4日)	H15年11月12日~20日					
内容		ホームステイ(隔年訪問)	新エネルギー、グリーンツーリズム、環境問題について施設見学等。					
H15年度支出額		一般:19名 費用:68,730円/人 村負担:35,000円/人(上限) 引率者:3名	一般:5名 職員:3名 引率:1名 費用:240,000円/人 町負担:56,000円/人 職員:全額個人負担					

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第27号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	27. 交流事業の取扱い	中項目	1. 交流事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
<b>2. 国際交流の取扱い</b> <b>(2)【受入れする場合】</b>								友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携又は棲分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会（仮称）を新市において設置する。  <b>（平成16年3月4日幹事会案）</b>
事業名	日中農業研修交流事業	韓国長安邑招致事業	なし	なし	なし	なし	なし	
受入開始年度	平成4年度	平成6年度						
目的	当初、隔年で荊州区の農業研修生を受け入れ、町内の農家等で事務研修を行い、日本の農業等の状況を学んでもらう。	人材の育成と国際化する社会への対応及び見識を広めることを目的として国際交流事業を行う。						
受入国	中華人民共和国荊州市荊州区	大韓民国釜山広域市長安邑						
期間	1年間	時期不特定(3泊4日)						
内容	町内の事業所にて、各種の技術研修を受ける。	ホームステイ（隔年訪問）						
H15年度予算額	1,000,000円	800,000円を日韓国際交流協会へ補助金として支出。 一般：(600,000円) 中学生：(200,000円)						
<b>(3)語学指導等を行う外国青年招致事業</b>								
事業名	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	語学指導等を行う外国青年招致事業	
内容	外国人語学指導助手（ALT）1名を招致。中学校における外国語授業の補助、小学校における国際理解の協力（総合学習・クラブ活動等）町の各種イベント等に参加。	国際交流員（CIR）1名を招致。ハングル語講座、小・中学校・保育園訪問、国際交流事業の通訳・連絡等を担ってもらう。	国際交流員（CIR）1名を招致。語学、文化指導、通訳、広報執筆、町の各種イベントの参加、企画運営、小・中学校・放課後児童クラブ訪問。	国際交流員（CIR）1名を招致。大分アジア彫刻展等イベント翻訳・通訳、小・中学校・保育園・児童館訪問、英会話教室（週1回）、イベント企画。	外国人語学指導助手（ALT）1名を招致。中学校で生徒の英語指導助手として勤務。余暇には、イベントや地域活動に参加し、町民との交流を図る。	外国人語学指導助手（ALT）1名を招致。中学校における外国語授業の補助、幼稚園、小学校、子育てサークルなどにおける国際理解の協力（総合学習・クラブ活動等）町の各種イベント等に参加。	外国人語学指導助手（ALT）1名を招致。中学校における外国語授業の補助、小学校における国際理解の協力（総合学習・クラブ活動等）町の各種イベント等に参加。	
契約期間	H15.7.28～H16.7.27	H13.4.7～H16.4.6	H15.8.5～H16.8.4	H15.7.28～H16.7.27	H15.7.28～H16.7.27	H15.8.4～H16.8.3	H15.7.1～H16.6.30	
H15年度予算額	月額 300,000円×12ヶ月 家賃補助 月額 21,500円	月額 300,000円×12ヶ月	月額 316,000円×12ヶ月	月額 317,000円×12ヶ月 語学研修助成金29,000円	月額 300,000円×12ヶ月	月額 300,000円×12ヶ月	月額 300,000円×12ヶ月	
自治体国際化協会負担金(JET年会費)	75,000 円	75,000 円	75,000 円	75,000 円	75,000 円	75,000 円	75,000 円	
<b>3. 友好・姉妹都市</b>								
友好姉妹都市名 (国内・国外含む)	中華人民共和国荊州市荊州区(旧湖北省江陵県)	大韓民国釜山広域市長安邑	中華人民共和国武漢市花山鎮 花山人民公社(友好農村)	東京都 台東区	岡山県総社市、岡山県芳井町、島根県益田市、山口県山口市、福岡県川崎町	なし	大分県真玉町	
提携年月日	平成6年9月26日	平成15年9月19日	昭和55年9月7日	昭和62年12月10日	平成2年10月25日		平成5年8月5日	
提携の経緯 (理由)	平成6年に友好姉妹農村締結を行い農業・経済・教育・文化など各分野にわたる広汎な交流と協力を図り、友好を深め、あわせて両国の発展に寄与する。	平成6年から続けてきた交流が10年を迎えるにあたり今後、各分野(産業、文化、経済)交流に具体的に発展させるため。	日中友好協会の仲介を受け、姉妹都市ではなく友好農村として提携を結ぶ。	共に「彫塑家・朝倉文夫」のゆかりの地であり、朝地町は生誕の地として、台東区は制作活動を行ったアトリエ「朝倉彫塑館」があることによる。	水墨画の画聖雪舟が室町時代に本町に訪れ作品を残したことから雪舟ゆかりの地として6自治体による雪舟サミットを開催することになった。		余暇時代の到来とともに海洋レジャーの普及が目される中、犬飼町と真玉町は、県内でもいち早く、カヌーを中心としたスポーツの振興に取り組んでいた。	
提携の目的	日中両国民の友好関係の一層の発展を目的とする。	長く続けてきた交流活動を今後も継続的に続けられることを目的に、また両者の交流が深まっていくことを目的とする。	人事往来(訪中団訪中、農業研修生受入等)、文化交流(書画、作文)等相互間交流を通じ、まちづくりに役立てる。	「彫塑家・朝倉文夫」を介し、文化・人・物産等の交流を行う。	H15.7.28～H16.7.27の間日本の水墨画の基礎を築いた画聖雪舟の業績を顕彰するとともに、雪舟を通じて教育、文化、観光等の友好関係を図りお互いにやすらぎと潤いのある町づくりを推進する。		犬飼町と真玉町は自然環境に恵まれ古代文化の宝庫として、さらにカヌーを通じて町の活性化を推進し、産業・文化・教育等の分野において、積極的な交流を行い、相互の理解と親善を深め、両町の発展に寄与する。	

# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第27号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

大 項 目	27 . 交流事業の取扱い	中 項 目	1 . 交流事業の取扱い
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
<b>3 . 友好・姉妹都市 活動状況</b>	首長、議員による相互訪問、記念行事への参加、市民号の派遣、スポーツ交流、合唱団による合同演奏会及び相互交流、民間団体等による視察訪問等。 ・災害時等応援協定の締結。 ・ロータリークラブによる姉妹都市提携。	民間レベルではスポーツ（剣道）交流がある。また商工会員での経済交流も広がっており、両村のイベントには両者が参加し、お互いの村をPRする。	農業研修生受入(2回)、訪中団訪問(8回)、視察来町等。 近年は、5年に1回中国へ訪中をしている。第8次訪中は平成13年8月。	首長及び議会議員による相互訪問。 小学生ホームステイ交流（平成15年度のホームステイ交流は、台東区が負担） 朝地町ふるさと祭りへの招待。	2年に1回、雪舟サミットを持ち回りで開催、サミットには首長、議員、文化団体等参加し相互交流を行う。雪舟サミットホムベジ作成、雪舟共同パンフレット作成、平成9年災害時等応援協定の締結。		犬飼町ふるさと祭り・真玉町産業文化祭への首長、議員、観光協会、商工会等による相互訪問・交流。	
H15年度予算額	経費 1,400,000円	派遣する場合と受入する場合の額と同じ。	経費 0円	旅費 132,000円	経費 0円	経費 0円	経費 0円	
<b>4 . その他の交流 (1)町村人会等 名称</b>	在京大野郡人会 在京ぶんご三重町会	在京大野郡人会 東京清川会 大分清川会	在京大野郡人会 在京緒方会	在京大野郡人会 在京朝地町人会	在京大野郡人会 大野高校同窓会(東京・大阪) ふるさと大野を語る会	在京大野郡人会 在京千歳村人会	在京大野郡人会 在京犬飼町人会	
目的・内容	東京都及び近県に在住する三重町出身者の親睦を図り、郷里の発展を期する。	東京及び大分市の清川村出身者が郷土の発展を期して設立した会。毎年総会に村関係者が出席をし現況を報告。大分市でのイベント時には会員がボランティアで協力。	緒方町の現状を知るために、町出身者の町外者で構成されている。年1回在京緒方会の要請により町の主要関係者が上京し報告。	東京都及び近県に在住する朝地町出身者の親睦を図り、郷里の発展を期する。	東京・大阪及び近県に在住する大野高校卒業生と親睦を深め、近況報告と併せ郷里の発展を期する。	東京都及び近県に在住する千歳村出身者の親睦を図り、郷里の発展を期する。	首都圏に住む犬飼町出身者と町長・議長等が在京犬飼町人会に出席し親睦を深める。	
<b>(2)その他の交流 名称</b>	立命館アジア太平洋大学との交流	なし	なし	佐賀関町神崎漁業共同組合 ふるさとまつり参加。	日本文理大学との交流 イベントやスポーツ、研究会等の交流事業を行い地域に新風を注ぎ地域活性化を図る。	なし	なし	
目的・内容	地域の発展や国際的に活躍できる人材の育成を図る。中国籍とマレーシア籍の学業優秀な学生に対して、年間24万円の奨学金を支給する。各学年2名で最大8名。							
H15年度予算額	1,200,000 円			0 円	0 円			
<b>その他の交流 名称</b>	三重町ふるさとアドバイザー							
目的・内容	行政、産業、文化・スポーツ等の広汎な分野において、まちづくりに関する高度の情報や専門的な提言を得るとともに、幅広い人的なネットワークを築き、将来のまちづくりに資することを目的として設置。(6名)							
H15年度予算額	530,000 円							
<b>5 . 交流の支援組織 名称</b>	なし	日韓国際交流協会	なし	なし	なし	なし	なし	
目的・内容		国際交流事業の意義を全村民に対して普及させ、また事業実施を通じて意識の高揚を図る。						
H15年度予算額		日韓国際交流協会補助金 800,000円						

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第27号

大野郡5町2村合併協議会

## 交流事業の基本的な考え方

交流事業は、他地域の風習・文化、産業等を選び、友好の輪を広げるとともに、住民にとってはふるさとの自然や歴史、そして先達の偉業を再確認・再発見することによって、郷土への誇りや愛着心を喚起する地域づくりの原点である。

地域づくりに関し、地方においては「定住」が困難な状況にある中、「交流」が活力の源となることから、国内外の様々な地域との交流が盛んに行われている。

したがって、新市においても、国内外の交流事業を積極的に展開し、地域の情報発信力を高めながら、活力と魅力あふれるまちづくりを推進する。

## 先進事例

### 南那須地区合併協議会（栃木県 新市名 那須南市）

国際交流事業及び海外派遣事業については、原則として、新市に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

地域間交流事業（姉妹都市との交流事業を含む。）については、新市に引き継ぐものとする。なお、各町は、合併時までに地域間交流事業（姉妹都市との交流事業を含む。）の相手方と今後の交流の意思を確認するものとする。

### 高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会（石川県 H 16.3.1 合併 新市名 かほく市）

姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容等については、新市において調整する。

国際交流員については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### 八重山地域市町合併協議会（沖縄県）

姉妹都市・親善都市など、1市2町で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ただし、合併を行なう旨を知らせ、相手の意志等を確認し、合併後に地域間交流のあり方を含め、調整するものとする。

### 周南市（山口県 H 15.4.21 合併）

姉妹都市縁組.....現行のまま新市に引き継ぐ。

国際交流事業.....新市に移行後、速やかに調整する。

中学生等海外派遣事業.....新たに制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。

### さぬき市（香川県 H 14.4.1 合併）

姉妹都市、友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

## 大分県内の先進事例

### 佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会（H 17.3.3 合併予定 新市名 佐伯市）

（1）国外の姉妹、友好都市及び国内の姉妹都市（町）は、合併後検討する。

（2）地域間交流及び郷土会との交流は、新市に引き継ぐ。

（3）国際交流事業（海外研修事業）は、事業内容を調整し、新市においても実施する。

### 竹田直入地域市町合併協議会（H 17.3.31 合併予定）

各種国際交流派遣事業については、予算の範囲内で可能な限り、存続させる。

### 日田市郡合併協議会（H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市）

1 姉妹・友好都市などの提携については、過去の交流の経過を踏まえその趣旨を継承し、新市において検討する。

2 海外研修派遣事業については、合併後、同様の事業はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け、速やかに調整する。

3 国際交流員については、合併関係市町村の在任期間は、新市に引き継ぐものとし以後は新市において調整する。

4 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

（理由）

従前の合併関係市町村の実情を踏まえ、継続して事業を実施することが望ましいため。

### 宇佐両院地域市町合併協議会（H 17.3.31 合併予定 新市名 宇佐市）

国際交流・姉妹都市事務事業は、現行のとおりとする。

# 町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

三 重 町			
<p><b>三重町ふるさとアドバイザー設置要綱</b></p> <p>平成14年3月14日</p> <p><b>(目的)</b> 第1条 行政、産業、文化・スポーツ等の広汎な分野において、まちづくりに関する高度の情報や専門的な提言を得るとともに、幅広い人的なネットワークを築き、将来のまちづくりに資することを目的として、三重町ふるさとアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。</p> <p><b>(任務)</b> 第2条 アドバイザーは、町長に対し、年間を通して本町の将来のまちづくりに資する国内外の先進的な情報を積極的に提供するとともに、町政への提言を行うものとする。</p> <p><b>(定数)</b> 第3条 アドバイザーは、10名以内とする。</p> <p><b>(委嘱及び任期)</b> 第4条 アドバイザーは、本町とゆかりのある町外の有識者等を対象に町長が委嘱する。 2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p><b>(謝礼等)</b> 第5条 アドバイザーの謝礼及び費用弁償は、予算の範囲内で支給する。</p> <p><b>(委任)</b> 第6条 この要綱に定めるもののほか、三重町ふるさとアドバイザーに関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p>			

## 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 児童福祉事業の取扱いについて

( 児童福祉事業の取扱いについて )

次世代育成支援対策行動計画については、新市発足後、速やかに計画の調整を行う。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。

乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。

子育て環境整備施策については、現行のとおりとし、新市において調整する。

( 母子・父子福祉事業の取扱いについて )

・ 母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 33 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	33 児童福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 児童福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1. 次世代育成支援対策	<p>次世代育成支援対策行動計画                      少子化対策のため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、市町村行動計画の策定が義務づけられた。                      平成17年4月1日からの施行のため、平成16年度中に5年を1期とする計画の策定の必要がある。                      現在、各町村アンケート調査等計画策定作業中。</p> <p style="text-align: right;">主な内容                      地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講じる措置の内容等</p>							<p><b>【専門部会・幹事会案】</b>                      次世代育成支援対策行動計画については、新市発足後、速やかに計画の調整を行う。</p> <p>児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。</p> <p>乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。</p> <p>子育て環境整備施策については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p>
2. 手当等制度 1 児童手当	児童手当法 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降10,000円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
支給額（月額）  受給者数（平成15年1月31日現在） 児童手当 特例給付 就学前特例給付	243人 15人 375人	35人 1人 38人	61人 3人 95人	41人 0人 57人	57人 5人 82人	32人 2人 41人	60人 5人 68人	
2 児童扶養手当	児童扶養手当法 児童1人 全額支給 42,000円 一部支給 41,990円～9,910円 児童2人 5,000円加算 児童3人以上 2人を除いた児童1人につき 3,000円加算	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
支給額（月額）  受給者数（全部支給停止者数含） （H15年4月30日現在）	155人	18人	35人	15人	27人	16人	27人	
3 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法 障害の程度（1級） 51,100円 障害の程度（2級） 34,030円	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
支給額（月額）  受給者数（全部支給停止者数含） （H15年4月30日現在）	14人	4人	4人	5人	4人	2人	10人	
3. 乳幼児医療費助成事業	乳幼児の医療費を助成することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上を図る。  【県事業対象分】 支給対象  3歳未満児 （満3歳の誕生日の属する月）  医療保険各法の規定により 保険給付の対象となった者  未就学児 （満6歳に達する日以降における最初の3月末日）  医療保険各法の規定により 入院又は入院時食事療養費が 保険給付の対象となった者	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
【町村単独助成分】		未就学児 医療保険各法の規定により 保険給付の対象となった者の 入院又は入院時食事療養費 以外の額		未就学児 医療保険各法の規定により 保険給付の対象となった者の 入院又は入院時食事療養費 以外の額		未就学児 医療保険各法の規定により 保険給付の対象となった者の 入院又は入院時食事療養費 以外の額		



大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 33 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	33 児童福祉事業の取扱いについて	中 項 目	1 児童福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
4.子育て環境整備施策 1.児童館運営事業 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設 ・児童館 ・ふれあい児童館 (既存施設の利用)	三重町ふれあい児童館 (ふれあい児童館)  ふれあい児童館の設置及び管理に関する条例 おおむね小学校以下の児童、乳幼児及びその保護者が自由に遊び、相互の交流を図る。  設置主体 三重町 運営主体 三重町 (平成17年度より委託計画有り) 運営開始 平成14年4月1日 使用料 無料 保険 無料 開館時間 9:30~18:00  休館日 土日及び祝祭日 12月29日~1月3日			朝地児童館 (児童館)  児童館の設置及び管理に関する条例 地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにする。  設置主体 朝地町 運営主体 朝地町社会福祉協議会 許可日 平成4年5月1日 使用料 無料 保険 無料 開館時間 10:00~18:00 (土)9:00~17:00 休館日 日曜日及び祝祭日 12月29日~1月3日 第2,4土曜日	大野町児童館 (児童館)  児童館の設置及び管理に関する条例 健全な遊びを通して、児童の集団的及び個別的指導を行い、その健康と情操を豊かにする。  設置主体 大野町 運営主体 大野町 許可日 昭和62年4月19日 使用料 無料 保険 無料 開館時間 8:30~17:00  休館日 日曜日及び祝祭日 12月29日~1月3日 第2,4土曜日 (毎週(土)休館期間有)		犬飼町ふれあい児童館 (ふれあい児童館)  犬飼町ふれあい児童館運営規程  児童、乳幼児及びその保護者の交流の場をつくり地域組織活動の育成、児童の健全育成活動を行う。  設置主体 犬飼町 運営主体 犬飼町社会福祉協議会 運営開始 平成14年12月21日 使用料 無料 保険 無料 開館時間 10:00~15:00  休館日 日及び祝祭日 12月29日~1月3日	
2.放課後健全育成事業 (児童クラブ)	放課後児童対策事業実施要綱  昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行い、健全育成の向上を図る。  児童クラブ数 2 (平成16年度 4 予定)		放課後児童健全育成事業実施要綱 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行い、健全育成の向上を図る。 また小学校4年生以上のボランティアとしての登録有  緒方町放課後児童クラブ 「おがたっちはうす」 設置主体 緒方町 運営主体 父母会 「おがたっちはうす」 運営開始 平成13年4月9日 使用料 5,000円(月額) (おやつ代含む) 保険 2,000円(登録時) 開館時間(平日)12:00~18:00 (土)12:00~18:00  休館日 日曜日及び祝祭日 12月30日~1月3日  児童クラブ数 1		昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行い、健全育成の向上を図る。  大野町放課後児童クラブ 「たけのこクラブ」 設置主体 大野町 運営主体 大野町  児童クラブ数 1	放課後児童健全育成事業実施要綱 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行い、健全育成の向上を図る。  千歳村放課後児童クラブ 「ふれあい児童館」 設置主体 千歳村 運営主体 千歳村  運営開始 平成15年4月1日 使用料 無料 (おやつ代 1,000円) 保険 2,000円(登録時) 開館時間(水)13:00~18:00 (他の平日)15:00~18:00 (土)8:30~18:00 休館日 日及び祝祭日 12月29日~1月3日  児童クラブ数 1		
3.地域児童健全育成事業 (母親クラブ)	児童健全育成地域組織(母親クラブ)に対する活動費の助成等 母親クラブ数 5  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 1,323,000円	左記に同じ 母親クラブ数 1  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 189,000円	左記に同じ 母親クラブ数 3  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 288,000円	左記に同じ 母親クラブ数 1  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 189,000円	左記に同じ 母親クラブ数 1  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 189,000円	左記に同じ 母親クラブ数 1  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 70,000円	左記に同じ 母親クラブ数 1  (15年度当初予算) 母親クラブ推進活動補助金 90,000円	



大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 33 号

大野郡5町2村合併協議会

大 項 目	33 児童福祉事業の取扱いについて	中 項 目	2 母子・父子福祉事業の取扱いについて
協 議 の 結 果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調 整 の 具 体 的 内 容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1 医療費助成 (1) 母子家庭医療費助成事業	母子家庭医療費助成に関する条例 18歳到達後最初の3月31日までの児童及び20歳未満の児童を監護している者の医療費の助成(所得制限有り)	母子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	母子、父子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	母子、父子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	母子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	母子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	母子家庭医療費助成に関する条例 左記に同じ	【専門部会・幹事会案】 母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。
	(2) 父子家庭医療費助成事業	父子家庭医療費助成に関する条例 18歳到達後最初の3月31日までの児童及び20歳未満の児童を監護している者の医療費の助成(所得制限有り)	母子、父子家庭医療費助成に関する条例 18歳到達後最初の3月31日までの児童及び20歳未満の児童を監護している者の医療費の助成(所得制限有り)	母子、父子家庭医療費助成に関する条例 18歳到達後最初の3月31日までの児童及び20歳未満の児童を監護している者の医療費の助成(所得制限有り)	父子家庭医療費助成に関する条例 18歳到達後最初の3月31日までの児童及び20歳未満の児童を監護している者の医療費の助成(所得制限有り)			
	(3) 寡婦医療費助成事業	寡婦医療費助成に関する条例 配偶者がなく20歳未満の児童を扶養したことがある60歳以上70歳未満で所得税が課せられていない女子の医療費の助成 (助成額) 医療費自己負担分の2分の1	寡婦医療費助成に関する条例 左記に同じ (助成額) 医療費自己負担分の3分の1	寡婦医療費助成に関する条例 左記に同じ (助成額) 医療費自己負担分の3分の1	寡婦医療費助成に関する条例 左記に同じ (助成額) 医療費自己負担分の6分の2	寡婦医療費助成に関する条例 左記に同じ (助成額) 医療費自己負担分の3分の1	寡婦医療費助成に関する条例 左記に同じ (助成額) 医療費自己負担分の6分の2	
2 その他の施策 (1) 母子・父子児童等福祉手当	母子・父子児童等福祉手当 義務教育終了前の児童で母子、父子家庭児童及び父母のいない児童に手当を支給(助成額)月額一人1,000円							
	(2) 母子世帯等小口資金貸付事業	母子家庭等の経済援助のため母子会に貸付ける (平成15年度当初予算) 100,000円	母子家庭等の経済援助のため母子会に貸付ける (平成15年度当初予算) 500,000円	母子家庭等の経済援助のため母子会に貸付ける (平成15年度当初予算) 120,000円	母子家庭等の経済援助のため母子会に貸付ける (平成15年度当初予算) 200,000円			
	(3) 母子会等事業 (平成15年4月1日現在) 母子世帯 189世帯 父子世帯 20世帯 寡婦世帯 58世帯	母子寡婦福祉協議会 21世帯 3世帯 22世帯	母子寡婦福祉連合会 40世帯 15世帯 59世帯	母子寡婦福祉協議会 20世帯 6世帯 30世帯	母子寡婦福祉協議会 37世帯 5世帯 20世帯	母子寡婦福祉会 22世帯 7世帯 20世帯	母子寡婦福祉協議会 40世帯 6世帯 21世帯	
	1日お父さん事業(社会福祉協議会委託) 事業費 200,000円	ふれあい研修会事業(1日お父さん事業) 事業費 30,000円	ひとり親ふれあい交流事業(1日お父さん事業) 事業費 170,000円	平成15年度より廃止	1日お父さん事業(社会福祉協議会委託) 事業費 100,000円	1日お父さん事業 事業費 70,000円	平成16年度より廃止	
		九州地区母子福祉大会参加補助金 16,000円				大野直入母子父子家庭研修費負担金 10,000円	(平成16年度有り)九州地区母子福祉大会参加補助金 40,000円	

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第33号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 児童福祉事業

児童福祉事業については、従来の例では少子高齢化社会の進展に配慮し、可能な限りサービスは高い水準に調整し、特に、子育てをしやすい環境づくりに配慮されている。

また、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めることが適当である。

一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

（「合併協議会の運営の手引」）より

## 先進事例

### 南アルプス市（平成15年4月1日合併）

- ・国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないように、新市全体に拡大し実施する。
- ・児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

### あさぎり町（平成15年4月1日合併）

- ・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。

### 愛南町（南宇和合併協議会 平成16年10月1日合併予定）

- ・児童福祉業務については、現行のとおり引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度より新たな制度を設け、統一を図るものとする。

### 佐伯市（平成17年3月3日合併予定）

#### 各種福祉制度の取扱い

住民サービス及び住民負担にかかる各種福祉制度は、国又は県等の要綱及び健全財政に配慮しつつ、次の考え方で調整し、サービスの充実に努める。

- （1）各種福祉制度は、少子高齢化、情報化社会等ニーズに配慮し合併までに調整する。
- （2）各種福祉制度は、総体的に住民にとって不利益とならないよう合併までに調整する。
- （3）各種福祉制度は、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう合併後調整し統一する。

#### 個別調整方針（児童福祉制度）

- 1 出産祝金については、新市においても引き続き実施する。
- 2 児童クラブについては、現行どおりとする。
- 3 育児手当については、宇目町の例による。
- 4 児童館については、現行どおりとする。
- 5 家庭児童相談室については、佐伯市の例による。
- 6 延長保育事業については、現行どおりとする。

## 次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

### 1 概要

（1）目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務等

（2）基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

（3）行動計画

#### 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって抛るべき指針を策定すること。

#### 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

#### 事業主の行動計画

##### ア 一般事業主行動計画

- ・事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

##### イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

（4）次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

（5）次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

### 2 施行期日等

公布の日（平成15年7月16日）から施行。ただし、1の（3）の行動計画策定指針の策定は、平成15年8月22日から、1の（3）の地方公共団体の行動計画及び1の（3）の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法である。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 33 号

大野郡5町2村合併協議会

## 根拠法令

### 児童手当法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

（受給者の責務）

第2条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（定義）

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

（支給要件）

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- 1 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
    - イ 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）
    - ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童
  - 2 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
  - 3 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。
- 2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当は、前条第1項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（児童手当の額）

第6条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 1 児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のすべてが3歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
    - イ 当該3歳に満たない児童が1人又は2人いる場合 5,000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額
    - ロ 当該3歳に満たない児童が3人以上いる場合 1万円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、1万円を控除して得た額
  - 2 受給資格者に係る支給要件児童のうち3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
    - イ 当該3歳以上の児童が1人いる場合
      - 1万円に当該支給要件児童のうち3歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、5,000円を控除して得た額
    - ロ 当該3歳以上の児童が2人以上いる場合
      - 1万円に当該支給要件児童のうち3歳に満たない児童の数を乗じて得た額
- 2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

### 児童扶養手当法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（児童扶養手当の趣旨）

第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。

3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

第2号～第3号省略

（支給要件）

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父が死亡した児童
- 3 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父の生死が明らかでない児童
- 5 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

- 1 日本国内に住所を有しないとき。
  - 2 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
  - 3 父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から6年を経過していないとき。
  - 4 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。
  - 5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。
  - 6 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第3号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。
  - 7 母の配偶者（前項第3号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- 1 日本国内に住所を有しないとき。
  - 2 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 33 号

大野郡5町2村合併協議会

## 根拠法令

(手当額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、41,100円とする。

2 その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が2人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち1人を除いた児童につきそれぞれ3,000円(そのうち1人については、5,000円)を加算した額とする。

## 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

3 この法律において「特別障害者」とは、20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

(支給要件)

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する(その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者)に支給するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。

1 日本国内に住所を有しないとき。  
2 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

4 第1項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生計の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(手当額)

第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき33,300円(障害の程度が第2条第5項に規定する障害等級の1級に該当する障害児にあつては、50,000円)とする。

## 児童福祉法(抜粋)

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 1 乳児 満1歳に満たない者
- 2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第6条の2 この法律で、児童居宅支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいう。

12 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第21条の26 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

## 根 拠 法 令

### 母子及び寡婦福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第4条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（定義）

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 1．離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 2．配偶者の生死が明らかでない女子
- 3．配偶者から遺棄されている女子
- 4．配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 5．配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 6．前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は同法第34条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

## 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業については、その重要性を踏まえ、新市において現行施策を基本に引き続き取り組むものとする。

また、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会



大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第34号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	34.人権教育・同和对策事業の取扱について	中項目	1.人権教育・同和对策事業の取扱について
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 条例・規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重町におけるあらゆる差別、人権擁護に関する条例</li> <li>三重町におけるあらゆる差別、人権擁護に関する審議会規則</li> <li>三重町人権・同和问题啓発推進協議会規程</li> <li>嶋田集会所の設置及び管理に関する条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清川村人権・同和问题啓発推進協議会要綱を改め規則とする。(平成16年3月制定予定)</li> <li>清川村人権尊重のむらづくり条例(平成16年3月制定予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緒方町におけるあらゆる差別、人権擁護に関する条例(平成16年3月制定予定)</li> <li>条例名については検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝地町におけるあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例</li> <li>「人権教育のための国連10年」朝地町推進本部設置要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野町社会啓発推進協議会設置条例(運営規則有)</li> <li>大野町におけるあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例</li> <li>大野町隣保館設置及び管理に関する条例(施行規則有)</li> <li>大野町児童館設置及び管理に関する条例(施行規則有)</li> <li>大野町心身障害者タクシー料金の助成に関する条例(施行規則有)</li> <li>大野町はり・きゆう施設利用助成に関する条例(施行規則有)</li> <li>大野町差別撤廃・人権擁護に関する審議会規則</li> <li>大野町立同和集会所管理運営規則</li> <li>大野町乳児栄養強化助成事業に関する規則</li> <li>大野町住宅新築資金等貸付条例施行規則</li> <li>大野町同和地区老人医療費助成に関する要綱</li> <li>大野町同和教育奨励補助金交付要綱</li> <li>同和地区児童保育料補助金交付要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千歳村同和问题啓発推進協議会設置条例(平成16年3月廃止予定)</li> <li>千歳村人権尊重のむらづくり条例(平成16年3月制定予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬飼町人権・同和对策審議会条例</li> <li>犬飼町同和教育啓発推進協議会規則</li> <li>「人権教育のための国連10年」犬飼町推進本部設置要綱</li> <li>犬飼町人権教育推進懇話会設置要綱</li> <li>犬飼町人権尊重のまちづくり条例(平成16年3月制定予定)</li> </ul>	<p><b>【専門部会案・幹事会案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育・同和对策事業についてはその重要性を踏まえ、新市において現行を基本に引き続き取り組むものとする。</li> <li>また、条例・規則の制定、行政組織の設置等新市において速やかに取り組むものとする。</li> </ul>
2. 行政組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重町におけるあらゆる差別撤廃、人権擁護に関する審議会</li> <li>三重町人権・同和问题啓発推進協議会</li> <li>集会所運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清川村人権・同和问题啓発推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緒方町人権啓発推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」朝地町推進本部</li> <li>朝地町人権問題啓発教育推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大野町社会啓発推進協議会</li> <li>大野町差別撤廃・人権擁護に関する審議会</li> <li>隣保館運営審議会</li> <li>児童館運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>千歳村同和问题啓発推進協議会(平成16年3月廃止予定)</li> <li>千歳村人権・同和教育啓発推進協議会に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬飼町人権・同和教育啓発推進協議会</li> <li>町内各団体代表・識見を有する者23名</li> </ul>	
3. 加入団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分県市町村同和对策主管課長協議会</li> <li>大分県人権教育・啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>(財)人権教育啓発推進センター</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県同和问题啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県同和问题啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>人権問題啓発教育推進協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県人権教育・啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>人権問題啓発教育推進協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分県市町村同和对策主管課長協議会</li> <li>県人権教育・啓発推進協議会</li> <li>県同和问题啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>(財)人権教育啓発推進センター</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>町同和教育推進協議会</li> <li>県隣保館連絡協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県同和问题啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県同和问题啓発推進協議会</li> <li>大野・直入・竹田広域人権啓発推進協議会</li> <li>県社会人権同和教育研究協議会</li> <li>大分地域人権啓発活動ネットワーク協議会</li> <li>郡同和教育研究協議会</li> <li>竹田管内人権擁護委員会</li> </ul>	
4. 人権教育・啓発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」三重町行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」清川村行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」緒方町行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」朝地町行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」大野町行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」千歳村行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権教育のための国連10年」犬飼町行動計画</li> <li>「人権教育のための国連10年」に係る取組は、平成16年を目標年としている。そのため行動計画を継承し、その後の人権教育・啓発の指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定する必要がある。</li> </ul>	
5. 人権教育・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「差別をなくす町民の集い」</li> <li>「人権を守る町民の集い」</li> <li>人権学習学級講座</li> <li>人権標語・ポスター募集</li> <li>人権教育・啓発資料作成</li> <li>人権教育・啓発指導者養成</li> <li>人権学習講師派遣</li> <li>人権に関する町民意識調査</li> <li>職員研修(年3回実施)</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「差別をなくす村民の集い」</li> <li>人権セミナー(女性・高齢者)</li> <li>職員研修(年2回実施)</li> <li>各種団体及び企業への人権教育の実施</li> <li>「広報紙」での啓発</li> <li>リーフレット等全戸配布</li> <li>人権標語の募集</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発町民講座(12月)</li> <li>職員研修(年1回実施)</li> <li>人権教育講座</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講座(年1回実施)</li> <li>冊子「私たちの願い」各戸配布</li> <li>職員研修(年1回実施)</li> <li>「広報紙」での啓発</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育総合推進事業PTA指導者研修会(5回)</li> <li>校区PTA会員研修会(5回)</li> <li>解放子供会</li> <li>社会教育・同和教育指導員事業指導員1名</li> <li>人権座談会(年1回)</li> <li>人権講演会(年2回8月、2月)</li> <li>人権講座(年1団体3回)</li> <li>人権作文・標語の募集</li> <li>職員研修</li> <li>「広報おおの」での啓発</li> <li>企業同和連絡協議会研修</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会(12月、年1回実施)</li> <li>職員研修(年2回実施)</li> <li>各種団体及び企業への人権教育の実施</li> <li>「広報コミュニケーションちとせ」で啓発</li> <li>リーフレット(啓発品)等全戸配布</li> <li>各種研修会に参加</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修(8月、1月)</li> <li>各種団体・町内企業への人権教育</li> <li>農協犬飼支店への出前講座</li> <li>リーフレット・新聞全戸配布</li> <li>豊肥地区解放文化祭に対して負担金有</li> </ul>	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第34号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	34.人権教育・同和対策事業の取扱いについて		中項目	1.人権教育・同和対策事業の取扱いについて				
協議の結果								
小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
6. 同和対策事業 (単独事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅新築資金貸付事業(償還のみ)</li> <li>解放同盟三重支部補助金</li> <li>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、平成13年度をもって終了し一般対策への移行がなされた。</li> <li>H15年度農機具格納庫修理</li> <li>格納庫用地借上料(H15～H20)</li> <li>三重町では、当該地域に対する改善事業として、昭和46年度から平成9年度までの間、道路水道施設、危険箇所対策、納骨堂、消防施設、下水排水路、農業設備の整備や住宅新築資金等の貸付を実施してきた。その結果、地域の生活環境については、概ね周辺地域との較差を解消することができた。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅新築資金貸付事業(償還のみ)</li> <li>解放同盟活動補助金</li> <li>心身障害者タクシー料金助成金(障害者福祉事業の取扱いで調整)</li> <li>はり・きゅう施設利用助成金(高齢者福祉事業の取扱いで調整)</li> <li>同和地区老人医療助成金(高齢者福祉事業の取扱いで調整)</li> <li>同和地区措置児童保育料補助金(保育事業の取扱いで調整)</li> <li>進学奨励費補助金(学校教育事業の取扱いで調整)</li> <li>給食補助金(学校教育事業の取扱いで調整)</li> <li>乳児栄養強化助成事業(健康づくりの取扱いで調整)</li> </ul>			
7. 人権擁護委員活動	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では町内街頭啓発活動を実施。人権相談(年2回)</p> <p>構成：委員4人(内女性2人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では村内街頭啓発活動を実施。人権相談(年2回)</p> <p>構成：委員2人(内女性0人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では町内街頭啓発活動を実施。人権相談(年2回)</p> <p>構成：委員3人(内女性1人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では町内街頭啓発活動を実施。人権相談(年2回)</p> <p>構成：委員2人(内女性1人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では町内街頭啓発活動を実施。人権相談(年2回)CATVで啓発</p> <p>構成：委員3人(内女性2人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では村内街頭啓発活動を実施。人権相談(年4回)</p> <p>構成：委員2人(内女性0人)</p>	<p>目的：人権擁護委員は各地域で開催される人権相談に参加、個別相談処理等住民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚に努める。</p> <p>任期：法務大臣から委嘱され、任期は3年。</p> <p>概要：毎年12月の人権週間では町内街頭啓発活動を実施。人権相談(年4回)</p> <p>構成：委員3人(内女性0人)</p>	
8. 人権・同和関連施設等 隣保館					<ul style="list-style-type: none"> <li>隣保館(解放会館)運営審議会</li> <li>隣保館の運営に関し、必要な事項を調査審議する。</li> <li>隣保館の管理運営</li> <li>隣保館指導員の設置</li> <li>隣保館運営審議会委員16名</li> <li>社会調査及び研究事業</li> <li>相談事業に関すること。</li> <li>地域保健衛生及び福祉事業に関すること。</li> <li>啓発及び広報活動事業に関すること。</li> <li>ふれあい教室(3教室)</li> <li>ふれあい交流(年1回)</li> </ul>			
集会所	<ul style="list-style-type: none"> <li>嶋田集会所の設置及び管理に関する条例</li> <li>内田地区人権・福祉健康教室(年6回開催)</li> <li>内田地区人権・福祉ふれあいまつり(年1回開催)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>大野町立同和集会所管理運営規則</li> <li>辻集会所・学校・行政と辻地区交流会(年3回)</li> <li>南集会所・婦人学級(年1回)</li> <li>子ども会(年12回)、父母会(年12回)</li> <li>北集会所・行政と北地区交流会子ども会(年12回)、青年部研修会(年6回)</li> </ul>			
児童館					<ul style="list-style-type: none"> <li>同和対策事業で昭和62年4月開設</li> <li>児童館運営委員会14名</li> <li>児童館祭り</li> <li>母親クラブ活動補助金</li> <li>放課後児童健全育成事業</li> </ul>			

# 協議事項に係る参考資料

協定項目第34号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 人権同和対策事業

住民の人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発については、担当窓口を設置して全市的な推進体制を確立するなど、合併後も引き続き、新市で推進していくことが必要です。

また、同和対策についても、合併後も引き続き、新市で推進していくことが必要です。

## 先進事例

### さぬき市（平成14年4月1日合併）

・同和対策の取扱い

同和対策における各種施策等は、国・県の基準により新市において、統一して実施する。ただし、地域改善対策就園就学奨励金及び隣保館の運営については、現行とおりとする。

・同和教育の取扱い

人権教育推進事業については、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

### 東かがわ市（平成15年4月1日合併）

人権（同和）対策関係事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。

1. 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置団体への加入については、新市においても速やかに取り組む。
2. 法律による事業及び個人給付の事業については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。
3. 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
4. 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。

### あさぎり町（平成15年4月1日合併）

・「生涯学習」の一貫として「人権・同和学习」の一層の充実及び、研修会等の工夫（体験型ワークショップの講演会・映画フォーラム等）を行う。

・人権教育啓発指導者の育成と資質の向上を目指す。

・具体的問題に則した啓発

人権教育：人権としての教育（識字教育など）・人権についての教育（人権の概念、歴史、制度の知識教育）・

人権のための教育（人権実現のための教育）・人権による教育（人権の実現、実践を通じての教育）

（人権教育を通じて現行の法や制度を活用できる、新たな法や制度を創造できるような主体性を形成するという視点も大切である。）

### 宇佐市（平成17年3月31日合併予定）

1. 人権施策については、これまでの経緯を踏まえ、新市でも引き続き実施し、人権教育・啓発事業の充実を図る。
2. 人権に関する計画については、新市で新たに策定する。
3. 住民啓発活動は、宇佐市の例により実施する。
4. 隣保館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 根拠法令

・日本国憲法

前文 そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福祉は国民がこれを享受する。これは、人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理にもとづくものである。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第13条 すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## 保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 保育事業の取扱いについて

保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。

特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第36号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	36. 保育事業の取扱いについて	中項目	1. 保育事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 公立保育所運営事業 町村保育園設置 条例	三重町立保育所の設置及び管理に関する条例	保育の実施に関する条例 保育所設置条例 保育所管理運営に関する規則	保育園設置条例 保育園管理運営に関する規則	保育園設置条例 保育園管理運営に関する規則	保育の実施に関する条例	保育の実施に関する条例	保育園設置条例	<b>【専門部会案】</b> 保育時間については、現行体制を踏まえ合併までに調整する。  保育料徴収基準額及び算定の特例については、国の徴収基準額を参考に合併時に統一する。また、へき地保育料についても合併時に統一する。  特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。  障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。  私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。
町村へき地保育園 設置条例		へき地保育所設置条例 へき地保育所管理運営に関する規則	へき地保育園設置条例 児童福祉法第39条の規定に基づく。 長谷川、上緒方、小富士の3カ所					
保育所数	公立1 私立4	公立1 へき地1	公立1 へき地3	公立1	私立1	私立1	公立1	
定員	公立90人、私立270人	公立45人、へき地30人	公立120人、へき地95人	公立60人	私立60人	私立45人	公立60人	
保育時間	7:00~19:00	7:30~17:30	7:30~18:30	7:30~17:30			7:00~18:00	
職員の勤務体制 勤務時間	7:00~15:30 9:00~17:30 7:30~16:00 9:30~18:00 8:00~16:30 10:30~19:00 8:30~17:00	早出 7:30~16:30 普通 8:30~17:30	早出 7:30~15:45 普通 8:30~17:00 準早出 8:00~16:00 準週番 8:30~17:45 週番 9:00~18:30	早出 7:30~16:00 普通 8:00~16:00 日番 8:00~17:30			普通 7:30~18:00	
職員数	公立 所長 1 保育士 4 臨時 5 調理員 2 嘱託 1 6	所長 1 へき地 所長 1 保育士 3 臨時 1 臨時 3	園長 1 調理士 2 保育士 8 臨時 3 へき地保育士 5 看護士 1 臨時 1	園長 1 調理士 2 保育士 4 嘱託 2 臨時 7			園長 1 保育士 6 調理士 1 臨時 7	
2. 保育料								<b>【幹事会案】</b> 保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。  特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。  障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。  私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。
基準額	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり			別紙のとおり	
階層区分	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり			別紙のとおり	
保育料算定の特例	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり			別紙のとおり	
3. 特別保育事業 (国県制度) 延長保育促進等事業	開所時間の前後の時間において、さらに30分以上、保育所の開所時間を延長して保育を行う。 平成15年度実施保育所数5(内公立1) 18:00~19:00				三重町と同じ 平成15年度実施保育所数1 18:00~18:30	三重町と同じ 平成15年度実施保育所数1 7:00~8:00 17:00~19:00		
一時保育促進事業	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応する。 平成15年度実施保育所数5(内公立1)				平成16年度実施予定			
乳児保育促進事業	乳児の受入れのための環境整備を行い、乳児保育の一層の促進を推進する。 平成15年度実施保育所数5(内公立1)							
地域子育て支援センター事業		子育て支援センター実施要綱(事業内容) ・育児不安等についての相談指導 ・子育てサークル等の育成・支援			平成16年度実施予定		子育て支援センター事業管理運営規則(事業内容) ・育児不安等についての相談指導 ・子育てサークル等の育成・支援 ・その他必要に応じて実施	



協議事項に係る参考資料

協定項目第36号

大野郡5町2村合併協議会

階層区分	徴収基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	6,000	6,000	6,000
第3階層	13,500	13,500	13,500
第4階層	21,000	21,000	21,000
第5階層	33,500	33,500	33,500
第6階層	47,500	38,000	36,500
第7階層	68,000	42,500	36,500

1. 第2階層から第7階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童の保育の実施をしている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	ア. 最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額
	イ. ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表 × 0.5
	ウ. 上記以外の児童	徴収基準額表 × 0.1
第5～第7階層に属する世帯	ア. 最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表に定める額
	イ. ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童(最も徴収基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収基準額表 × 0.5
	ウ. 上記以外の児童	徴収基準額表 × 0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2. 児童の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定に関わらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。また、児童の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の徴収金の額より1,000円を控除する。  
 (1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯  
 (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯  
 ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けたもの  
 イ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けたもの  
 ウ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者  
 (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等に困窮していると町長が認めた世帯。  
 3. 保育所に入所した日の属する年度の4月1日時点において満3歳に達していない児童のうち、戸籍上同一の父又は母(養父、養母は含まない。)である子の中で、第3順位以降の児童については、扶養義務者からの申請があった場合、徴収金の額を0円とする。

階層区分	徴収基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	6,000	6,000	6,000
第3階層	14,800	14,800	14,800
第4階層	24,000	21,000	21,000
第5階層	32,100	29,100	29,100
第6階層	41,000	38,000	38,000
第7階層	48,400	45,400	45,400

へき地保育所  
 保育料月額 9,000円

1. については三重町と同じ

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯		
	内容については三重町と同じ	
第5～第7階層に属する世帯		

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2. 児童の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定に関わらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。  
 (1) については同左  
 (2) については同左  
 (3) については同左  
 3. については記載なし

区分	徴収基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	6,000	6,000	6,000
第3階層	14,000	14,000	14,000
第4階層	27,000	27,000	27,000
第5階層	36,740	36,740	30,570
第6階層	58,000	36,740	30,570
第7階層	77,000	36,740	30,570

へき地保育所  
 保育料月額 14,000円

1. については三重町と同じ

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯		
	内容については三重町と同じ	
第5～第7階層に属する世帯		

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2. については三重町と同じ  
 (1) については同左  
 (2) については同左  
 (3) については同左  
 3. については記載なし

協議事項に係る参考資料

協定項目第36号

大野郡5町2村合併協議会

保育料徴収基準額表

(朝地町)

階層区分	徴収基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	4,800	4,800	4,800
第3階層	13,200	13,200	13,200
第4階層	21,600	21,600	21,600
第5階層	29,760	29,760	29,760
第6階層	29,760	29,760	29,760
第7階層	29,760	29,760	29,760

1. については三重町と同じ

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	内容については三重町と同じ	
第5～第7階層に属する世帯		

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

(1)については三重町と同じ

(2)については三重町と同じ

(3)については三重町と同じ

階層区分	徴収金基準額(月額)
第2階層	0円
第3階層	12,200円

3. については記載なし

保育料徴収基準額表

(犬飼町)

階層区分	徴収基準額(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上
第1階層	0	0	0
第2階層	3,500	3,500	3,500
第3階層	10,500	10,500	10,500
第4階層	17,500	17,500	17,500
第5階層	25,900	25,900	25,900
第6階層	38,800	35,500	31,300
第7階層	59,900	35,500	31,300

1. については三重町と同じ

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第4階層に属する世帯	内容については三重町と同じ	
第5～第7階層に属する世帯		

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2. については同左

(1)については同左

(2)については同左

(3)については同左

階層区分	徴収金基準額(月額)
第2階層	0円
第3階層	9,500円

3. については記載なし



# 協議事項に係る参考資料

協定項目第36号

大野郡5町2村合併協議会

## 留意事項

### 保育事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりである。

保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当である。ただ、団体間において著しく差異がある場合は、調整期間を設け、激変緩和に努めることが適当である。

（「合併協議会の運営の手引」）より

#### 【例】新潟市

合併年度は新潟市、黒埼町それぞれの保育料を適用し、合併後1年度目から3年度目にかけて、それぞれの階層間の差額を1/3ずつ調整する。階層自体は合併後1年目に統一する。

## 先進事例

### さぬき市（平成14年4月1日合併）

- ・保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。
- ・各福祉制度については、国又は県等の要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。

### 甘日市市（平成15年3月1日合併）

- ・保育料については3市町村のバランスと保育事業における財源への影響を留意しながら、新たな保育料を設定することとする。なお、つきの途中における入退園の場合の保育料計算方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から日割計算の方法に統一する。
- ・特別保育事業については、必要性を考慮し、実施する保育園を調整するものとする。

### 東かがわ市（平成15年4月1日合併）

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- ・保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。

### あさぎり町（平成15年4月1日合併）

- ・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。

### 周南市（平成15年4月21日合併）

- ・保育料は、新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。

### 江田島市（平成16年4月1日合併予定）

- ・保育料・保育時間については、江田島町の例により調整し、実施する。

### 愛南町（南宇和合併協議会 平成16年10月1日合併予定）

- ・保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度より新たな制度を設け、統一を図るものとする。

### 佐伯市（平成17年3月3日合併予定）

- ・保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- ・延長保育事業については、現行のとおりとする。

## 根拠法令

### 児童福祉法（抜粋）

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児又は第39条第2項に規程する児童に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所においた保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者のの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第一項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第一項に規定する児童の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供をおこなわなければならない。

### 第56条

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

## 生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市で設置される福祉事務所において法令に基づき実施する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

## 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 37 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	37 生活保護事業の取扱いについて	中項目	1 生活保護事業の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1 生活保護事業 (H15年4月1日現在)	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長する	<b>【専門部会・幹事会案】</b> 生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において法令に基づき実施する。
級地区分	3級地 - 2	3級地 - 2	3級地 - 2	3級地 - 2	3級地 - 2	3級地 - 2	3級地 - 2	
被保護世帯(世帯)	158	20	41	17	39	7	27	
被保護人員(人)	202	23	50	19	52	12	47	
保護率(%)	11.03‰	9.21‰	7.91‰	5.69‰	9.61‰	4.77‰	10.69‰	
【参考】 世帯類型別状況 ( )内は、単身世帯 (H15年4月1日現在)								
高齢者世帯(世帯)	94(83)	16(13)	27(24)	10(10)	31(26)	4(4)	14(12)	
母子世帯(世帯)	5	0	1	0	0	1(0)	3	
傷病者世帯(世帯)	38(28)	4(4)	6(6)	5(3)	3(3)	2(1)	8(4)	
障害者世帯(世帯)	14(12)	0(0)	4(4)	2(2)	4(3)	0(0)	0(0)	
その他(世帯)	7(2)	0(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第 37 号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

## 留意事項

### 生活保護事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりである。

ただし、市は福祉事務所を設置しているが、町村の生活保護法に基づく事務のほとんどは都道府県の福祉事務所が事務を行っている現状にある。したがって、市と町村が合併する場合又は町村が合併により市となる場合、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引き継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要となる。

(「合併協議会の運営の手引」)より

## 先進事例

### 西東京市(平成13年1月21日合併)

【生活保護法に関すること】

国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。

### 西彼中部3町合併協議会(長崎県 平成17年1月1日合併予定)

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において法令に基づき実施する。

### 瀬高町・山川町・高田町合併協議会(福岡県 平成17年3月を目標に合併予定)

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令に基づき実施する。

### 佐伯市(平成17年3月3日合併予定)

各種福祉制度の取扱い

住民サービス及び住民負担にかかる各種福祉制度は、国又は県等の要綱及び健全財政に配慮しつつ、次の考え方で調整し、サービスの充実に努める。

(1) 各種福祉制度は、少子高齢化、情報化社会等ニーズに配慮し合併までに調整する。

(2) 各種福祉制度は、総体的に住民にとって不利益とならないよう合併までに調整する。

(3) 各種福祉制度は、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう合併後調整し統一する。

個別調整方針(生活保護制度の取扱い)

生活保護法により引き続き実施する。

## 生活保護制度について

### 1 生活保護とは

病気や身体の障害、思いがけない事故等、いろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う制度です。

### 2 生活保護のしくみ

生活保護は、まず、土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力、その他あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに義務教育者の援助、年金、各種手当など、他の法律による給付を優先し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に初めて受けることができます。

保護の程度は、国が定めた基準により計算された最低生活費とその世帯の収入の対比により決定され、その不足分について金銭又は現物により給付されます。

### 3 扶助の種類

保護は、その内容によって、次の8種類の扶助に分けられています。

生活扶助	衣食など日常生活の費用
住宅扶助	家賃など住まいの費用(ローン返済は含まれません)
教育扶助	義務教育の費用
介護扶助	介護保険の対象になる介護にかかる費用
医療扶助	診療を受ける費用(病院の室料等は含まれません)
出産扶助	出産のための費用
生業扶助	就職のための費用
葬祭扶助	葬式のための費用

### 4 生活保護の基準

保護の基準は、被保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別(級地区分)、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす程度のものとして、厚生労働大臣が定めています。

(級地区分)

市町村を単位とした3級地、6区分制となっており、異なる級地の市町村合併の場合は、合併後に厚生労働大臣が指定します。

## 根拠法令

### 生活保護法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 1．生活扶助
  - 2．教育扶助
  - 3．住宅扶助
  - 4．医療扶助
  - 5．介護扶助
  - 6．出産扶助
  - 7．生業扶助
  - 8．葬祭扶助
- 2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（実施機関）

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 1．その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 2．居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの。

（相談及び助言）

第27条の2 保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

### 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（設置）

第14条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設定する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

## 商工観光事業の取扱いについて（その 1）

商工観光事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 商工観光事業の取扱いについて（その 1）

#### 1 . 商工関係事業の取扱いについて

商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策（事業）については、新市において調整する。  
各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。  
企業誘致事業については、合併までに調整する。

#### 2 . 観光事業の取扱いについて

観光振興計画を合併後速やかに策定する。  
新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。  
観光振興事業については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 4 2 - 1 号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 2 . 商工観光事業の取扱（その 1）	中 項 目	1 . 商工関係事業の取扱
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
商店街支援事業	なし	なし	なし	なし	なし	千歳村商工振興対策費補助金（ふるさと創生資金） （内容） 店舗新築又は増改築にかかる設備費補助 500万以上 50万補助 300万～500万30万補助 100万～300万10万補助 近年利用なし	なし	<p>商工会補助金（市町村分）については、合併時に調整する。</p> <p>商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策（事業）については、新市において調整する。</p> <p>各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、統一できなかったものについては、新市において調整する。なお、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。</p> <p>企業誘致事業については、合併までに調整する。</p>
融資制度	三重町特別小口融資制度	清川村特別小口融資制度	緒方町特別小口融資制度  緒方町中小企業者店舗の新改築、改装及び公害防止対策施設融資資金利子補給	朝地町特別小口融資利子補給に関する条例による	特別小口融資損失補償  中小企業者店舗新築・改築 公害防止施設融資資金利子補給	千歳村特別小口融資及び利子補給  H8年度より利用実績なし	犬飼町特別小口融資制度	<p style="text-align: center;">産業専門部会案 平成16年2月25日</p> <p>商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策（事業）については、新市において調整する。</p> <p>各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。</p>
企業誘致事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重町工場等誘致・育成促進条例</li> <li>・ 三重町工場等誘致・育成促進条例施行規則</li> <li>・ 三重町工場等誘致用土地確保促進条例</li> <li>・ 三重町工業導入審議会設置条例</li> </ul>	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝地町企業誘致推進委員会設置条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大野町工場誘致推進協議会条例</li> <li>・ 大野町工場誘致推進協議会規則</li> </ul>	なし	なし	<p>企業誘致事業については、合併までに調整する。</p> <p style="text-align: center;">幹 事 会 案 平成16年3月4日</p>
企業誘致に関する地方税以外の優遇措置 （三重町以外は優遇措置なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨励金の交付</li> <li>固定資産税の優遇措置を受けた者を除き、予算の範囲内で3年を限度とする。</li> <li>・ 便宜の供与</li> <li>工場用地、住宅用地等の幹旋、水道・道路等の関係施設整備を行う。</li> </ul>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

# 大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 4 2 - 1 号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 2 . 商工観光事業の取扱 ( その 1 )	中 項 目	2 観光事業の取扱
<b>協議の結果</b>			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
観光協会	三重町観光協会 役員 会長 1名 副会長 2名 常任理事 15名 理事 24名 監事 2名 事務局 2名  補助金 20,388千円 (観光イベント経費含む) 年会費 有り (ランク別)	清川村観光協会 役員 会長 1名 副会長 2名  理事 11名 監事 2名 事務局 3名  補助金 360千円 年会費 有り	緒方町観光協会 役員 会長 1名 副会長 3名  理事 7名 監事 3名 事務局 4名  補助金 400千円 年会費 有り (ランク別)	朝地町観光協会 役員 会長 1名 副会長 1名  理事 12名 幹事 11名 監事 2名 事務局 4名  補助金 895千円 会員 一般会員 45名 特別会員 10名 賛助会員 5名	大野町観光協会 役員 会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監事 2名 会員 63名12団体 事務局 5名  補助金 450千円 年会費 一般会員2,000円or3,000円 特別会員 5,000or10,000or40,000円 or50,000円	なし	犬飼町観光協会 役員 会長 1名 副会長 3名 理事 21名 監事 2名 会員 11事業所 事務局 3名  補助金 1,300千円 年会費 有り (ランク別)	観光振興計画を合併後速やかに策定する。  新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。  観光振興事業については、新市において調整する。  <p style="text-align: center;"><b>産業専門部会案</b> 平成16年2月25日</p>
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 真名野長者祭り</li> <li>・ ホタル祭り</li> <li>・ アジサイ祭り</li> <li>・ 名水しぶき上げ大会</li> <li>・ 花火大会</li> <li>・ 観月祭</li> <li>・ らいでん祭り</li> <li>・ 傾山山開き</li> </ul> (観光関係イベントは観光協会へ全て委託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御嶽流神楽大会</li> <li>・ 川あそびフェスタ</li> <li>・ 奥嶽川激流川くだり大会</li> <li>・ 宝生寺イベント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緒方町チューリップフェスタ</li> <li>・ 尾平もみじ祭り</li> <li>・ 小松明火祭り</li> <li>・ 祖母山・傾山山開き</li> <li>・ 緒方三社川越祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神角寺観光しゃくなげ祭り</li> <li>・ 普光寺観光あじさい祭り</li> <li>・ 用作観光もみじ祭り</li> <li>・ 森の火祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぼたん桜まつり</li> <li>・ 体験村夏まつり</li> <li>・ 師田原湖面火まつり</li> <li>・ ちんだの滝雪舟まつり</li> <li>・ 花しょうぶまつり</li> <li>・ 42・195Km歩こう会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千歳村夏祭り</li> <li>・ 大野川子どもふれあいどんこ釣り大会</li> <li>・ ひょうたん祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どんこ釣り大会</li> <li>・ ドラゴンボート大会</li> <li>・ 豊後犬飼大野川フェスティバル</li> </ul>	観光振興計画を合併後速やかに策定する。  新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。  観光振興事業については、新市において調整する。  <p style="text-align: center;"><b>幹事会案</b> 平成16年3月4日</p>



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-1号

大野郡5町2村合併協議会

## < 提案の趣旨 >

### 【商工関係事業の取扱いについて】

商店街支援事業については、新市においても商店街の活性化という事は重要な事業であります。しかし、現在の事業内容（制度）での利用が近年無いなどの理由や県などの事業を導入したことなどにより今回、制度の見直しを図るために廃止する。ただし、新市として、先に述べたように重要な事業であるので、新市において制度の見直し等を図り、商店街の活性化施策を整備する必要があります。

また、各種融資事業については、現在各町村でそれぞれ行われていますが、近年利用者が減少しております。制度の内容としては、商工業者や中小企業者が、融資を受ける際の利子補給制度や大分県信用保証協会が保証する融資に対する損失補填が主な内容であります。そこで、新市においては制度の統一と整備を図ることにより、利用の拡大を図り商工業者や中小企業者の活性化を図ることが必要となります。また、現行の制度を利用して融資を受けている者が不利益を被らないように、現行の制度を保障することも必要となります。

企業誘致制度については、現在三つの町で実施されておりますが、新市においても企業の誘致という事業は重要であると考えられ、必要な施策を新市建設計画や環境計画等との整合性を図りながら、制度の整備していく必要があると考えられます。

### 【観光事業の取扱いについて】

観光協会については、ほとんどの町村に設置されておりますが事業内容や運営形態に差があります。また、観光振興事業につきましても、歴史的なもの（民俗芸能や史跡等）や名所・景勝地等の観光資源を今後どのように新市として継承し、観光入り込み客の増加を図っていくかが大きな課題であり、現在各町村で行っている各種観光振興事業についても、PR方法や運営方法、開催時期などを総合的に判断し、新市の観光協会をできるだけ早く設立し、また新市の観光振興計画を速やかに策定することが重要であると考えます。

## 【商工関係事業先進地事例抜粋】

### 北蒲原郡南部郷合併協議会

商工・観光事業に関すること

中心市街地活性化基本計画については、新市において新たに策定する。

町村独自の制度資金については、新たな制度を定める。

企業誘致に関しては、安田町の例による。ただし、合併時に奨励措置を受けているものについては、現行の制度を適用する。

### 佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

商工・観光・労働関係事業の取扱いについて

商店街等活性化事業補助金（単独事業）については、新市においても現行の通り実施する。

佐伯市中小企業振興資金融資事業は、新市においても引き続き実施する。

佐伯市中小企業振興資金融資損失補償は、新市においても引き続き実施する。

中小企業者経営改善施設資金利子補給金及び保証料（鶴見町及び米水津村単独事業9）は、佐伯市中小企業融資事業で対応を図る。

町（村）特別小口融資及び損失補償は、佐伯市中小企業振興資金融資制度及び佐伯市中小企業振興資金融資損失補填制度で対応するものとし廃止する。ただし、新市までに承認済みの資金については、従前の例による。

### 宇佐両院合併協議会

企業誘致事業については、現行のとおりとする。

融資制度については、合併までに統一を図る。ただし、現行制度の適用を受けているものについては、現行の通りとする。

### 竹田直入地域市町合併協議会

市町単独の商工振興施策については、竹田市の例により新市に引き継ぎ、合併後調整する。

### 日田市郡合併協議会

商工関係の融資及びこれに伴う保証料補助制度、利子補給制度は合併までに内容を調整し、新市に引き継ぐ。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。

### 西高地域1市2町合併協議会

企業誘致促進事業については、現行のとおりとする。

## 【観光関係事業先進地事例抜粋】

### 宇佐両院合併協議会

観光協会は、合併後速やかに新市の観光協会を設置するよう調整する。

### 竹田直入地域市町合併協議会

観光振興施策については、新市において速やかに観光振興計画を策定し、振興を図る。

観光協会については、合併後に、統合できるよう調整に努める。

### 中津市・下毛郡合併協議会

各種観光事業については、それぞれの地域の特性を有効に活用するとともにそのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を行う。

### 西高地域1市2町合併協議会

観光振興計画については、合併後、新市建設計画に基づき、速やかに策定する。

観光協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

### 日田市郡合併協議会

観光協会補助金は当分の間現行どおりとし、交付団体の動向を見なが新市において調整する。

### 飛騨4町村合併協議会

商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。

## 文化振興事業の取扱いについて

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 文化振興事業の取扱いについて

町村指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助事業等について新市において調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	47.文化振興事業の取扱い	中項目	1.文化振興事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
指定物件管理事業	指定文化財を保存するための維持管理する団体に交付する。 団体数 126 団体 交付金総額 428,000円 交付金額は異なる。	指定文化財を保存するための維持管理する団体に交付する。 団体数 19 団体 交付金総額 280,800円 交付金額は異なる。	指定文化財を保存するための維持管理する団体に交付する。 団体数 24 団体 交付金総額 123,000円 交付金額は異なる。	指定文化財を保存するための維持管理する団体に交付する。 団体数 17 団体 交付金総額 544,000円	指定文化財を保存するための維持管理する団体に交付する。 団体数 30 団体 交付金総額 150,000円 交付金額は異なる。		石仏や石橋周辺草刈り等に関する清掃を区や業者等に委託する。 委託料 317,000円 交付金 25,000円 (1行政区)	【専門部会・幹事会案】 町村指定文化財については現行のとおり新市に引き継ぎ、補助事業等については新市において調整する。
文化財保存団体等補助事業	文化財保存の後継者育成のため文化財愛護少年団に対し助成する。	文化財保存の後継者育成のため文化財愛護少年団に対し助成する。	文化財保存・後継者育成のため管理団体等に対し助成している。  郷土芸能保存事業 神楽等の後継者を育成するため練習会場として利用する俣楽の郷伝承館ホール使用料を負担する。		通学合宿事業で、小学生に文化財について教える。	ジュニアリーダー研修の一環として文化財愛護少年団活動を実施している。		
文化財研究団体育成事業	文化財に関する調査研究を行い保護に努める史談会を設置している。	文化財に関する調査研究を行い保護に努める郷土史研究会に対して活動費を助成。	文化財に関する調査研究を行い保護に努める文化財研究会に対して活動費を助成。	文化財に関する調査研究を行い保護に努める史談会に対して活動費を助成。	文化財に関する調査研究を行い保護に努める郷土史研究会を設置している。			
特定文化財保存事業	虹澗橋保存整備事業 重要文化財虹澗橋保存整備を三重町と野津町で負担して行う。		国宝重要文化財等保存整備事業(国50%、県10%、町40%) 平成9年度～平成18年度 宮迫東・西石仏の覆屋建築や保存修理調査を行う。 平成15年度まで 47,000千円 平成16年度 18,300千円 平成17.18年度 10,000千円	神角寺防災施設保守点検補助事業 神角寺に設置した防災施設の保守点検に対して補助をしている。  普光寺磨崖仏懸造修理事業 (県50%、町25%、地元25%) 平成15年度～平成17年度 全体事業費 20,000千円				
文化財清掃等事業	虹澗橋周辺の清掃を史談会等の団体がボランティアで実施している。また岩戸番所跡の清掃も今後必要になってくることが予想される。		文化財保存のため、調査委員がパトロールや清掃作業を行う。  冬原監物石畳管理事業 道路沿いのポケットパークに復元した石畳の清掃・管理を委託。	文化財調査委員等がボランティアで実施している。	文化財調査委員等がボランティアで実施している。	文化財調査委員等がボランティアで実施している。		
文化財保護事業	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業等所有者に必要な勧告をすることができる。 勧告に基づいてする措置または修理のために要する費用は予算の範囲内で、その全部または一部を村の負担とすることができる。	指定文化財の修理・諸道具の購入など3万円以上10万円以内の事業に対し3分の1程度、10万円以上の事業に対しては超えた額の6分の1程度を助成。(14実績) なし 管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	管理上支障をきたすような事象が発生した場合、調査をし、修繕修復作業を行う。 また、必要に応じて予算措置を講じる。	
文化協会等への助成	三重町文化協会 加盟団体数 43 団体 補助金額 450,000円	清川村文化連盟 加盟団体数 10 団体 補助金額 108,000円	緒方町芸能文化連盟 加盟団体数 14 団体 緒方町美術協会 加盟団体数 11 団体  上記の連盟等には補助金の助成はないが、公民館使用料を免除	朝地町文化協会 加盟団体数 11 団体 補助金額 80,000円  朝地町美術協会 加盟部会数 5 部会 補助金額 80,000円	大野町文化団体連絡協議会 加盟団体数 22 団体 補助金額 45,000円	千歳村文化協会 加盟団体数 17 団体 補助金額 25,000円	犬飼町文化連盟まわり舞台 加盟団体数 13 団体 補助金額 50,000円	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	47.文化振興事業の取扱い	中項目	1.文化振興事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							合計	調整の具体的内容		
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町				
<b>文化財の状況</b>											
国指定	有形文化財	重要文化財	2			2			4		
		登録有形文化財							0		
	民俗文化財	重要有形民俗文化財			1				1		
	記念物	史跡	1	1	3			1	6		
		特別天然記念物	1	2	1				4		
小計		4	3	5	2	0	0	1	15		
県指定	有形文化財		30	3	10	4	6	6	6		65
	民俗文化財	有形民俗文化財			4			1			5
		無形民俗文化財	2	1	2	1	1				7
	記念物	史跡	6			2	1				9
		天然記念物	4	1	2		1			8	
小計		42	5	18	7	9	7	6	94		
町村指定	有形文化財		60	22	26	31	8	25	27	199	
	無形文化財				2					2	
	民俗文化財	有形民俗文化財	5		9			2		16	
		無形民俗文化財	11	15	22	16	5		2	71	
	記念物	史跡	10	17	15	9	5	1	2	59	
		名勝	1	1	1					3	
		天然記念物	7	12	2	3	4	1		29	
小計		94	67	77	59	22	29	31	379		
その他	国登録文化財		5		1					6	
	県選定保存技術				1					1	
	選択無形民俗文化財							1		1	
合計		145	75	102	68	31	37	38	496		
参考資料		大分県教育委員会 文化課 国・県文化財指定一件、各町村文化財指定一覧等									

協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

5町2村の文化財の状況

【三重町】

国指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 重要文化財	虹潤橋	三重原	平成11年12月1日
2 重要文化財	菅尾磨崖仏	宇対瀬	昭和39年5月26日
3 史跡	菅尾石仏	宇対瀬	昭和9年1月22日
4 特別天然記念物	ニホンカモシカ	白谷ほか	昭和30年2月15日

県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	石造宝塔	川辺	昭和33年3月25日
2 有形文化財	石造宝塔	内山	昭和33年3月25日
3 有形文化財	石造宝塔	内山	昭和33年3月25日
4 有形文化財	石造宝篋印塔	法泉庵	昭和33年3月25日
5 有形文化財	石造五輪塔	中尾	昭和33年3月25日
6 有形文化財	石造五輪塔	下赤嶺下	昭和47年3月21日
7 有形文化財	石造宝塔	深田	昭和47年3月21日
8 有形文化財	石造五重塔	川辺	昭和47年3月21日
9 有形文化財	石幢	中尾	昭和47年3月21日
10 有形文化財	石幢	上田原	昭和47年3月21日
11 有形文化財	西岸寺宝篋印塔	久原	昭和48年3月20日
12 有形文化財	の場石幢	宮尾	昭和51年3月30日
13 有形文化財	慈雲庵石幢1号	羽飛	昭和51年3月30日
14 有形文化財	神目寺石幢	中尾	昭和51年3月30日
15 有形文化財	浄運寺宝篋印塔	久知良一区	昭和51年3月30日
16 有形文化財	神山石幢	下小坂	昭和51年3月30日
17 有形文化財	有田石幢	宮尾	昭和55年4月8日
18 有形文化財	地藏院石幢	羽飛	昭和55年4月8日
19 有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	下赤嶺中	昭和33年3月25日
20 有形文化財	木造大威徳明王像	松尾	昭和33年3月25日
21 有形文化財	絹本彩色弘法大師画像	内山	昭和52年3月31日
22 有形文化財	伊丹家刀	上小坂	昭和58年4月12日
23 有形文化財	吉祥寺木造不動明王立像	松尾	平成1年3月30日
24 有形文化財	蓮城寺木造薬師如来三尊像	内山	平成6年3月25日
25 有形文化財	中尾区木造如来形立像	中尾	平成6年3月25日
26 有形文化財	蓮城寺千体薬師像	内山	平成8年3月14日
27 有形文化財	太刀(豊州甲斐本藤原行久)	市場一区	平成13年4月13日
28 有形文化財	薙刀(平鎮教)	又井	平成15年3月31日
29 有形文化財	薙刀(豊後国大野住人藤原行家)	市場一区	平成15年3月31日
30 有形文化財	伊丹家刀	上小坂	平成2年3月29日
31 史跡	道ノ上古墳	下赤嶺下	昭和47年3月21日
32 史跡	大塚古墳	上小坂	昭和47年3月21日
33 史跡	重政古墳	久知良二区	昭和48年3月20日
34 史跡	立野古墳	上田原	平成4年3月27日
35 史跡	秋葉鬼塚古墳	鬼塚	平成6年3月25日
36 史跡	竜ヶ鼻古墳	上赤嶺二区	平成14年3月29日
37 天然記念物	御手洗神社のナギ	上田原	昭和47年3月21日
38 天然記念物	穴権現社叢	白谷	昭和47年3月21日
39 天然記念物	鹿毛のスダシイ原生林	中津留	昭和48年3月20日
40 天然記念物	内田神社のイチイガシ	内田	昭和53年3月31日
41 無形民俗文化財	浅草流松尾神楽	松尾	昭和52年3月31日
42 無形民俗文化財	上田原湯立神楽	上田原	昭和63年3月15日

町指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	輪蔵	内山	昭和38年3月30日
2 有形文化財	吉祥寺薬師堂	松尾	昭和38年3月30日
3 有形文化財	石造宝塔	下赤嶺中	昭和38年7月30日
4 有形文化財	石造多層塔	下赤嶺中	昭和38年7月30日
5 有形文化財	円福寺石幢	上田原	昭和46年7月31日
6 有形文化財	白泉寺石幢	中津留	昭和46年7月31日
7 有形文化財	石造宝篋印塔	白谷	昭和46年7月31日
8 有形文化財	川辺石幢	川辺	昭和48年10月30日
9 有形文化財	正福寺宝篋印塔	上田原	昭和48年10月30日
10 有形文化財	宮山石幢	牟礼	昭和48年10月30日
11 有形文化財	瀬戸谷宝塔	高屋	昭和48年10月30日
12 有形文化財	植松石幢	中尾	昭和48年10月30日
13 有形文化財	大楽寺宝塔	中尾	昭和48年10月30日
14 有形文化財	代多層塔	代	昭和48年10月30日
15 有形文化財	西岸寺石幢	久原	昭和48年10月30日
16 有形文化財	妙照院宝篋印塔	下赤嶺中	昭和50年3月28日
17 有形文化財	浄運寺一石五輪塔	久知良一区	昭和50年3月28日
18 有形文化財	中小坂石幢	中小坂	昭和50年3月28日
19 有形文化財	並石石幢	上鷲谷	昭和50年3月28日
20 有形文化財	脇清水石幢	宮尾	昭和50年3月28日
21 有形文化財	正福寺天文宝篋印塔	上田原	昭和50年3月28日
22 有形文化財	辻宝塔	向野	昭和50年3月28日
23 有形文化財	五重塔	内山	昭和51年3月30日
24 有形文化財	中小坂無縫塔	中小坂	昭和51年3月30日
25 有形文化財	慈雲庵石幢2号	羽飛	昭和51年3月30日
26 有形文化財	平野石幢(1号)	羽飛	昭和51年3月30日
27 有形文化財	平野石幢(2号)	羽飛	昭和51年3月30日
28 有形文化財	下赤嶺石幢	下赤嶺下	昭和52年3月30日
29 有形文化財	慈現庵石幢	上小坂	昭和52年3月30日
30 有形文化財	森迫石幢	森迫	昭和53年3月30日
31 有形文化財	大無礼板碑	大無礼	昭和54年3月27日
32 有形文化財	荒谷石幢	代	昭和54年3月27日
33 有形文化財	黒木石幢	上田原	昭和54年3月27日
34 有形文化財	久部層塔	久部	昭和54年3月27日
35 有形文化財	間所石幢	森迫	昭和55年3月28日
36 有形文化財	地藏原石幢	田町	昭和58年3月30日
37 有形文化財	千人塚宝塔	田町	昭和58年3月30日
38 有形文化財	平野石幢	中津無礼	昭和61年8月8日
39 有形文化財	三猿	内山	昭和38年3月30日
40 有形文化財	蒔絵文箱	松尾	昭和38年3月30日
41 有形文化財	木造駒犬	下赤嶺中	昭和38年7月30日
42 有形文化財	蓮城寺千手観音像	内山	昭和38年7月30日
43 有形文化財	木造阿弥陀如来像	市場四区	昭和38年7月30日
44 有形文化財	吉祥寺略縁記	松尾	昭和38年7月30日
45 有形文化財	脇差(豊行)	市場六区	昭和50年3月28日
46 有形文化財	衛藤家文書	中津留	昭和50年3月28日
47 有形文化財	金剛力士像	内山	昭和51年3月30日
48 有形文化財	上田原石棺1号	上田原	昭和52年3月30日
49 有形文化財	絹本彩色菅原道真像	又井	昭和54年3月27日
50 有形文化財	刀(行長)	市場一区	昭和59年10月1日

指定種別	名称	所在地	指定年月日
51 有形文化財	木造金剛力士像	松尾	昭和61年8月8日
52 有形文化財	中津無礼聖観音立像	中津無礼	平成5年4月28日
53 有形文化財	大無礼延命地藏菩薩坐像	大無礼	平成5年4月28日
54 有形文化財	吉祥寺観音立像	松尾	平成7年11月28日
55 有形文化財	内山記	久知良二区	平成9年2月28日
56 有形文化財	高寺村絵図	高寺	平成10年3月27日
57 有形文化財	潰平4号石棺	下小坂	平成13年2月28日
58 有形文化財	刀	市場一区	平成14年2月28日
59 有形文化財	正龍寺方便法身尊像	市場四区	平成14年6月28日
60 有形文化財	白杵藩三重郷灰立山御救山文書	久知良二区	平成14年6月28日
61 史跡	下赤嶺クリシタン墓群	下赤嶺下	昭和38年7月30日
62 史跡	六字名号	宇対瀬	昭和46年7月31日
63 史跡	磨崖クルス	宮尾	昭和46年7月31日
64 史跡	下津留墓碑群	上田原	昭和50年3月30日
65 史跡	三国峠	奥畑	昭和50年3月30日
66 史跡	大辻山	森迫	昭和50年3月30日
67 史跡	松尾城跡	松尾	平成1年5月19日
68 史跡	森迫回春庵墓地	森迫	平成1年5月19日
69 史跡	下津留古墳群1号墳	上田原	平成4年6月26日
70 史跡	智福寺跡	宇対瀬	平成7年11月28日
71 名勝	浄運寺つつじ園	久知良一区	昭和47年3月27日
72 天然記念物	広瀬天神社社叢	広瀬	昭和54年3月27日
73 天然記念物	年神社社叢	鬼塚	昭和61年8月8日
74 天然記念物	白山川のゲンジボタル	中津留ほか	平成1年5月19日
75 天然記念物	熊野神社社叢	奥畑	平成3年5月31日
76 天然記念物	大原モミノキ林	大原	平成9年3月27日
77 天然記念物	下小坂愛宕社巨木群	下小坂	平成13年2月28日
78 天然記念物	山中区山ノ口天神社社叢	山中	平成15年2月26日
79 有形民俗文化財	町石	鬼塚	昭和38年3月30日
80 有形民俗文化財	細長繁栄記	深野	昭和46年7月31日
81 有形民俗文化財	釘守堤文書	上赤嶺一区	昭和50年3月28日
82 有形民俗文化財	肝煎金番帳	肝煎一区	昭和54年3月27日
83 有形民俗文化財	衛藤家クリシタン厨子	中津留	昭和55年3月28日
84 無形民俗文化財	棒術	久知良	昭和50年3月28日
85 無形民俗文化財	奥畑神楽	奥畑	昭和50年3月28日
86 無形民俗文化財	白熊	下鷲谷	昭和52年3月30日
87 無形民俗文化財	宮流川辺神楽	川辺	昭和53年3月29日
88 無形民俗文化財	松尾獅子舞	松尾	昭和53年3月29日
89 無形民俗文化財	芦刈獅子舞	芦刈	昭和53年3月29日
90 無形民俗文化財	芦刈団七踊	芦刈	昭和53年3月29日
91 無形民俗文化財	川辺獅子舞	川辺	昭和58年3月30日
92 無形民俗文化財	内田獅子舞	内田	昭和59年10月1日
93 無形民俗文化財	入北獅子舞	入北	平成5年4月28日
94 無形民俗文化財	上田原獅子舞	上田原	平成13年11月27日

国登録文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	多田家住宅御成屋敷	市場三区	平成14年7月16日
2 有形文化財	多田家住宅御成門	市場三区	平成14年7月16日
3 有形文化財	多田家住宅主屋	市場三区	平成14年7月16日
4 有形文化財	多田家住宅蔵	市場三区	平成14年7月16日
5 有形文化財	旧長田医院	市場四区	平成14年7月16日

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

## 5町2村の文化財の状況

### 【清川村】

#### 国指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 特別天然記念物	伊毛山のカモシカ	伊毛山	昭和30年2月15日
2 史跡	岩戸遺跡	白尾字岩戸	昭和56年3月31日
3 天然記念物	伊毛山のヤマネ	伊毛山	昭和50年6月26日

#### 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 天然記念物	御嶽の原生林	宇田枝	昭和37年2月27日
2 有形文化財	板井家石幢	宇田枝	昭和40年3月9日
3 無形民俗文化財	御嶽神楽	宇田枝	昭和41年3月22日
4 有形文化財	足立家宝塔	六種	昭和47年3月21日
5 有形文化財	後藤家石幢	天神	昭和56年3月31日

#### 村指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	萩田家宝篋印塔	宇田枝	昭和54年10月1日
2 有形文化財	萩田家五輪塔	宇田枝	昭和54年10月1日
3 有形文化財	野仲家石幢	左右知	昭和54年10月1日
4 有形文化財	ロン地石幢	左右知	昭和54年10月1日
5 有形文化財	宮津留	六種	昭和54年10月1日
6 有形文化財	宇田枝石幢	宇田枝	昭和54年10月1日
7 有形文化財	後藤家板碑	白尾	昭和54年10月1日
8 有形文化財	加藤家古文書	左右知	昭和54年10月1日
9 史跡	国見岩の墓	宇田枝	昭和54年10月1日
10 史跡	近郷キリシタン墓	大白谷	昭和54年10月1日
11 史跡	伏野キリシタン墓	伏野	昭和54年10月1日
12 史跡	長迫横穴古墳群	砂田	昭和54年10月1日
13 史跡	中尾石塔群	雨堤	昭和54年10月1日
14 天然記念物	中尾社のナギ	雨堤	昭和54年10月1日
15 天然記念物	宇田社の社叢とヤブツバキ	宇田	昭和54年10月1日
16 天然記念物	愛宕社のヤブツバキ	三玉	昭和54年10月1日
17 天然記念物	健男社のイチョウ	六種	昭和54年10月1日
18 天然記念物	歳神社のムクノキ	六種	昭和54年10月1日
19 天然記念物	井崎のオオイタサンショウウオ	宇田枝	昭和54年10月1日
20 名勝	仙の嶽	宇田枝	昭和54年10月1日
21 史跡	石源寺石仏	六種	昭和54年10月1日
22 有形文化財	中の原石幢	三玉	昭和63年10月1日
23 有形文化財	下田家五輪塔	左右知	昭和63年10月1日
24 有形文化財	宝生寺石幢	宇田枝	昭和63年10月1日
25 有形文化財	宝生寺石塔	宇田枝	昭和63年10月1日
26 有形文化財	普門寺山門	六種	昭和63年10月1日
27 史跡	大平石塔群	白尾	昭和63年10月1日
28 史跡	柏野不動明王磨崖仏	平石	昭和63年10月1日
29 史跡	中の原古墳	三玉	昭和63年10月1日
30 史跡	観音堂石仏群	白尾	昭和63年10月1日
31 史跡	岩戸一里塚	白尾	昭和63年10月1日
32 史跡	天神一里塚	天神	昭和63年10月1日
33 史跡	宇田姫社	三玉	昭和63年10月1日
34 史跡	萩塚様	三玉	昭和63年10月1日
35 史跡	宝生寺	宇田枝	昭和63年10月1日
36 天然記念物	大野川『白亜紀の地層』	宇田枝	昭和63年10月1日
37 天然記念物	間の内のイチイガシ	左右知	昭和63年10月1日
38 天然記念物	伏野の二本クヌギ	伏野	昭和63年10月1日
39 天然記念物	木南切のエノキ	平石	昭和63年10月1日
40 天然記念物	木南切のタブノキ	平石	昭和63年10月1日
41 有形文化財	内平石塔群	白山	昭和63年10月1日
42 無形民俗文化財	中野獅子舞	伏野	昭和63年10月1日
43 無形民俗文化財	左右知獅子舞	左右知	昭和63年10月1日
44 無形民俗文化財	宮迫獅子舞	宇田枝	昭和63年10月1日
45 無形民俗文化財	泉獅子舞	六種	昭和63年10月1日
46 無形民俗文化財	宮津留獅子舞	六種	昭和63年10月1日
47 無形民俗文化財	白尾獅子舞	白尾	昭和63年10月1日
48 無形民俗文化財	雨堤獅子舞	雨堤	昭和63年10月1日
49 無形民俗文化財	宇田枝白熊	宇田枝	昭和63年10月1日
50 無形民俗文化財	津留白熊	宇田枝	昭和63年10月1日

指定種別	名称	所在地	指定年月日
51 無形民俗文化財	轟白熊	左右知	昭和63年10月1日
52 無形民俗文化財	石原白熊	六種	昭和63年10月1日
53 無形民俗文化財	小原白熊	六種	昭和63年10月1日
54 無形民俗文化財	砂田白熊	砂田	昭和63年10月1日
55 無形民俗文化財	平石白熊	平石	昭和63年10月1日
56 有形文化財	深谷橋	左右知	平成5年12月1日
57 有形文化財	天然橋	宇田枝～三玉	平成5年12月1日
58 有形文化財	岩上橋	宇田枝～六種	平成5年12月1日
59 史跡	古田兵作の墓と古田家の墓地	平石	平成7年10月1日
60 史跡	古庄梅谷の墓と古庄家の墓地	宇田枝	平成7年10月1日
61 有形文化財	十一面観音坐像	宇田枝	平成7年10月1日
62 無形民俗文化財	伏野盆踊り	伏野	平成11年6月1日
63 有形文化財	内平宝篋印塔群	伏野	平成11年6月1日
64 天然記念物	近郷のカルト地形「ドリーネ」群	大白谷	平成11年6月1日
65 有形文化財	長古の墓	宇田枝	平成13年1月30日
66 有形文化財	長古絵図	宇田枝	平成13年1月30日
67 有形文化財	八方鳥居	村内7、三重1	平成13年1月30日

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

## 5町2村の文化財の状況

### 【緒方町】

#### 国指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 史跡	緒方宮迫東石仏	久土知	昭和9年1月22日
2 史跡	緒方宮迫西石仏	久土知	昭和9年1月22日
3 史跡	岡藩主中川家墓所	寺原ほか	平成9年9月2日
4 特別天然記念物	二ホンカモシカ	祖母・傾山系	昭和31年2月15日
5 重要民俗文化財	尾崎の石風呂	小宛	昭和43年5月31日

#### 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	銅経筒	上自在	昭和42年3月31日
2 有形文化財	銅経筒付天蓋	大化	昭和42年3月31日
3 有形文化財	地蔵原石幢	大石	昭和48年3月20日
4 有形文化財	三反畑板碑	上自在	昭和48年3月20日
5 有形文化財	加賀知鱈口	冬原	昭和48年3月20日
6 有形文化財	羽田家鱈口	上畑	昭和52年3月31日
7 有形文化財	大渡石造地蔵菩薩像	越生	昭和50年3月28日
8 有形文化財	湯迫石幢	栗生	昭和51年3月30日
9 有形文化財	木造如来形坐像	軸丸	昭和52年3月31日
10 有形文化財	木造不動明王坐像	軸丸	昭和52年3月31日
11 天然記念物	オオダイガワラサンショウウオ	祖母・傾山系	昭和33年3月25日
12 天然記念物	健男社社叢	上畑	昭和52年3月31日
13 無形民俗文化財	緒方神楽	軸丸ほか	昭和41年3月22日
14 無形民俗文化財	上畑獅子舞	上畑	昭和53年3月31日
15 有形民俗文化財	辻河原石風呂	辻	昭和41年3月22日
16 有形民俗文化財	市穴石風呂	原尻	昭和41年3月22日
17 有形民俗文化財	中ノ原石風呂	井上	昭和42年3月31日
18 有形民俗文化財	上戸石風呂	原尻	昭和49年3月19日

#### 町指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	城山石幢	越生	昭和47年6月29日
2 有形文化財	大化宝篋印塔	大化	昭和47年6月29日
3 有形文化財	井上宝篋印塔	井上	昭和47年6月29日
4 有形文化財	小野五輪塔	鮎川	昭和47年6月29日
5 有形文化財	大化五輪塔	大化	昭和47年6月29日
6 有形文化財	明王寺宝篋印塔	栗生	昭和49年10月29日
7 有形文化財	堂内宝塔	小原	昭和49年10月29日
8 有形文化財	上畑地蔵尊	上畑	昭和49年10月29日
9 有形文化財	小野崎板碑	越生	昭和47年6月29日
10 有形文化財	馬背畑宝篋印塔	馬背畑	昭和47年6月29日
11 有形文化財	馬背畑宝塔	馬背畑	平成12年12月23日
12 有形文化財	岡藩絵図	鮎川	昭和47年6月29日
13 有形文化財	聖観世音菩薩像	小宛	昭和47年6月29日
14 有形文化財	火縄銃	馬場	昭和47年6月29日
15 有形文化財	印籠	軸丸	昭和47年6月29日
16 有形文化財	小宛焼	小宛ほか	昭和47年6月29日
17 有形文化財	五月のぼり	柚木	昭和47年6月29日
18 有形文化財	三代文書	久土知	昭和47年6月29日
19 有形文化財	首藤文書	寺原	昭和47年6月29日
20 有形文化財	田北文書	寺原	昭和47年6月29日
21 有形文化財	工藤文書	上畑	昭和47年6月29日
22 有形文化財	合沢文書	上自在	昭和47年6月29日
23 有形文化財	佐藤文書	上自在	昭和47年6月29日
24 有形文化財	波多野文書	大化	昭和47年6月29日
25 有形文化財	高野文書	軸丸	昭和47年6月29日
26 有形文化財	西文書	馬場	昭和47年6月29日
27 名勝	原尻の滝	原尻	昭和47年6月29日
28 天然記念物	川上溪谷	尾平	昭和47年6月29日
29 天然記念物	大石榎山	大石	昭和47年6月29日
30 史跡	軸丸磨崖不動尊	寺原	昭和47年6月29日
31 史跡	小宛焼窯跡	寺原	昭和47年6月29日
32 史跡	緒方三郎惟栄館跡	上自在	昭和47年6月29日
33 史跡	大石遺跡	大石	昭和47年6月29日
34 史跡	保全寺跡	小宛	昭和47年6月29日
35 史跡	上冬原キリシタン墓	上冬原	昭和47年6月29日
36 史跡	小野キリシタン墓	鮎川	昭和47年6月29日
37 史跡	高尾城跡	軸丸	昭和47年6月29日
38 史跡	柏野城跡	軸丸	昭和47年6月29日
39 史跡	小牧城跡	野尻	昭和47年6月29日
40 史跡	烏嶽城跡	小原	昭和47年6月29日
41 史跡	徳丸城跡	鮎川	昭和47年6月29日
42 史跡	荒平城跡	久土知	昭和47年6月29日
43 史跡	城山	越生	昭和47年6月29日
44 史跡	中川久豊塔ほか	小宛	昭和49年11月26日
45 有形民俗文化財	田良原石碑	小宛	昭和47年6月29日
46 有形民俗文化財	神面	大化	昭和47年6月29日
47 有形民俗文化財	よろい	柚木	昭和47年6月29日
48 有形民俗文化財	原の石風呂	原尻	昭和47年6月29日
49 有形民俗文化財	犬塚石風呂	大化	昭和47年6月29日
50 有形民俗文化財	麻生石風呂	軸丸	昭和47年6月29日

指定種別	名称	所在地	指定年月日
51 有形民俗文化財	野仲石風呂	鮎川	昭和47年6月29日
52 有形民俗文化財	下自在石風呂	下自在	昭和47年6月29日
53 有形民俗文化財	徳尾石風呂	平石	昭和47年6月29日
54 無形民俗文化財	杵築社獅子舞	栗生	昭和49年10月29日
55 無形民俗文化財	小原白熊	小原	昭和49年12月26日
56 無形民俗文化財	滞迫白熊	滞迫	昭和52年3月25日
57 無形民俗文化財	上冬原獅子舞	上冬原	昭和52年3月25日
58 無形民俗文化財	冬原白熊	冬原	昭和52年3月25日
59 無形民俗文化財	徳田白熊	徳田	昭和52年3月25日
60 無形民俗文化財	下徳田白熊	下徳田	昭和52年3月25日
61 無形民俗文化財	柚木獅子舞	柚木	昭和52年3月25日
62 無形民俗文化財	中野獅子舞	中野	昭和52年3月25日
63 無形民俗文化財	小宛獅子舞	小宛	昭和42年1月31日
64 無形民俗文化財	小宛白熊	小宛	昭和54年3月20日
65 無形民俗文化財	軸丸獅子太鼓	軸丸	昭和52年3月25日
66 無形民俗文化財	越生獅子舞	越生	昭和49年12月26日
67 無形民俗文化財	越生白熊	越生	昭和49年12月26日
68 無形民俗文化財	天神獅子舞	天神	昭和49年12月26日
69 無形民俗文化財	大化獅子舞	大化	昭和54年3月20日
70 無形民俗文化財	上犬塚獅子舞	上犬塚	昭和54年3月20日
71 無形民俗文化財	馬背畑獅子舞	馬背畑	昭和54年3月20日
72 無形民俗文化財	馬背畑白熊	馬背畑	昭和54年3月20日
73 無形民俗文化財	平石獅子舞	平石	昭和57年6月23日
74 無形民俗文化財	原尻川越祭	原尻	昭和47年6月29日
75 無形民俗文化財	小松明	緒方平野	昭和47年6月29日
76 無形文化財	後藤 絹	鮎川	平成12年3月23日
77 無形文化財	阿南 スミ	小宛	平成12年3月23日

#### 国登録文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
1 登録文化財	旧緒方村役場庁舎	馬場	平成9年5月7日

#### 県選定保存技術

種別	名称	所在地	指定年月日
1 選定保存技術	千盆搗	町内	昭和51年3月30日

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

## 5町2村の文化財の状況

### 【朝地町】

#### 国指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 重要文化財	神角寺本堂	鳥田字鳥屋	昭和25年8月29日
2 重要文化財	神角寺木造金剛力士立像	鳥田字鳥屋	昭和57年6月5日

#### 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	早尾原石幢	上尾塚	昭和32年3月26日
2 有形文化財	谷窪石幢	池田字谷窪	昭和40年3月9日
3 有形文化財	神角寺懸仏	鳥田字鳥屋	昭和49年3月19日
4 有形文化財	戸崎石幢	市万田字小畑	昭和54年5月15日
5 史跡	普光寺磨崖仏	上尾塚	昭和32年3月26日
6 史跡	蝙蝠滝舟路跡	上尾塚	平成9年3月25日
7 無形民俗文化財	深山神楽	市万田字和田	昭和41年3月22日

#### 町指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	岳の川板碑	綿田字岳の川	昭和59年3月31日
2 有形文化財	御廟様石幢	池田字館	昭和59年3月31日
3 有形文化財	小野五輪塔	上尾塚字小野	昭和59年11月20日
4 有形文化財	堂本石幢	梨小字小川野	昭和59年11月20日
5 有形文化財	サヤノ木宝塔	池田字サヤノ木	昭和59年11月20日
6 有形文化財	サヤノ木宝篋印塔	池田字サヤノ木	昭和59年11月20日
7 有形文化財	池在石橋	池田字池在	昭和59年11月20日
8 有形文化財	深山八幡社鳥居額	市万田字和田	昭和61年2月22日
9 有形文化財	豊前坊石造物	下野字樋口	昭和61年2月22日
10 有形文化財	瀬口板碑	池田字瀬口	昭和62年2月25日
11 有形文化財	姫塚	志賀字志賀迫	昭和62年2月25日
12 有形文化財	方碑	坪泉御霊様	昭和62年2月25日
13 有形文化財	西蓮寺宝塔塔身	朝地字朝倉	昭和62年2月25日
14 有形文化財	池田石橋	池田字田村	昭和62年2月25日
15 有形文化財	平井庚申板碑	下野字平井	昭和59年3月31日
16 有形文化財	千字クルス	市万田字町	昭和59年3月31日
17 有形文化財	十字架首飾り	市万田字町	昭和59年11月20日
18 有形文化財	石風呂	池田字古園	昭和59年3月31日
19 有形文化財	道祖神現社殿	宮生道祖神	昭和62年2月25日
20 有形文化財	道祖神鳥居	宮生道祖神	昭和62年2月25日
21 有形文化財	普光寺護摩堂	上尾塚字普光寺	平成1年3月14日
22 有形文化財	妙見橋	朝地字寺田・庄田	平成1年3月14日
23 有形文化財	大恩寺五輪塔台座	板井迫字大恩寺	平成1年3月14日
24 有形文化財	城久保石幢	栗林字城久保	平成1年3月14日
25 有形文化財	平良平宝篋印塔	栗林字平良平	平成1年3月14日
26 有形文化財	丸山古墳石棺蓋	上尾塚字野中	平成1年3月14日
27 有形文化財	一万田氏墓碑・供養碑	池田字館	平成1年3月14日
28 有形文化財	朝地橋	朝地・坪泉	平成6年4月22日
29 有形文化財	市万田橋	市万田字町	平成6年4月22日
30 有形文化財	樋口宝篋印塔・石造仏塔群	下野字宮下	平成9年11月20日
31 有形文化財	中渡橋	下野	平成11年4月27日
32 無形民俗文化財	若宮神楽	志賀若宮神社	平成11年4月27日
33 無形民俗文化財	朝地神楽		昭和51年11月23日
34 無形民俗文化財	板井迫神楽		平成16年3月予定
35 無形民俗文化財	烏嶽神社獅子舞	烏嶽神社	昭和51年11月23日
36 無形民俗文化財	綿田獅子舞	依積神社	昭和51年11月23日
37 無形民俗文化財	坪泉獅子舞	御霊社	昭和51年11月23日
38 無形民俗文化財	板井迫獅子舞	神明社	昭和51年11月23日
39 無形民俗文化財	深山獅子舞	深山八幡社	昭和51年11月23日
40 無形民俗文化財	志屋獅子舞	男嶽社	昭和51年11月23日
41 無形民俗文化財	下野獅子舞	志賀若宮神社	平成7年10月1日
42 無形民俗文化財	北平白熊	依積神社	昭和51年11月23日
43 無形民俗文化財	志賀白熊	志賀若宮神社	昭和51年11月23日
44 無形民俗文化財	大形流白熊	神明社	昭和51年11月23日
45 無形民俗文化財	志賀盆踊	法乗寺	昭和51年11月23日
46 無形民俗文化財	上尾塚盆踊	普恩寺	平成6年10月21日
47 無形民俗文化財	志屋盆踊	志屋地区	平成8年4月1日
48 史跡	大恩寺稻荷遺跡	板井迫字大恩寺	昭和59年3月31日
49 史跡	小川野磨崖仏	梨小字小川野	平成8年4月1日
50 史跡	草木遺跡	坪泉字草木	昭和59年11月20日

指定種別	名称	所在地	指定年月日
51 史跡	丸山古墳	上尾塚字丸山	昭和59年11月20日
52 史跡	一万田氏館跡	池田字館	昭和61年2月22日
53 史跡	神角寺北ノ坊跡	鳥田字神角寺	昭和62年2月25日
54 史跡	田村遺跡	池田字田村	平成1年3月14日
55 史跡	早尾原古墳	上尾塚字早尾原	平成1年3月14日
56 史跡	井上有淵墓所	近地	平成6年4月22日
57 天然記念物	宮生大椋	宮生字若宮	昭和59年11月20日
58 天然記念物	上尾塚大椋	上尾塚字大形	平成6年4月22日
59 天然記念物	井ノ向自然林	上尾塚字井ノ向	平成11年9月10日



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

## 5町2村の文化財の状況

### 【大野町】 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	長寿庵五輪塔	小切畑	昭和49年3月19日
2 有形文化財	表宝篋印塔	河面	昭和49年3月19日
3 有形文化財	表五輪塔	河面	昭和49年3月19日
4 有形文化財	三徳石幢	津留	昭和49年3月19日
5 有形文化財	上津神社一の鳥居	片島	昭和52年3月31日
6 有形文化財	上津神社鱧口	片島	昭和52年3月31日
7 無形民俗文化財	犬山神楽	犬山	昭和41年1月31日
8 天然記念物	矢形神社社叢	安藤	昭和49年3月19日
9 史跡	坊の原古墳	桑原	昭和51年3月31日

### 町指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	上津神社金幣	片島	昭和52年4月1日
2 有形文化財	門の板碑	津留	昭和48年3月31日
3 有形文化財	塚ノ元板碑	古殿	昭和50年11月11日
4 有形文化財	東平宝篋印塔	徳尾	昭和50年11月11日
5 有形文化財	木下磨崖仏	十時	平成2年3月31日
6 有形文化財	妙見宝篋印塔	矢田	平成2年3月31日
7 有形文化財	荻迫石幢	原	平成2年3月31日
8 有形文化財	第一古殿橋	古殿	平成2年3月31日
9 無形民俗文化財	片島獅子保存会	片島	昭和47年5月19日
10 無形民俗文化財	北園獅子保存会	北園	昭和47年5月19日
11 無形民俗文化財	窪棒術保存会	窪	昭和47年5月19日
12 無形民俗文化財	津留盆踊り保存会	津留	昭和47年5月19日
13 無形民俗文化財	中原白熊保存会	中原	昭和52年4月1日
14 天然記念物	八坂神社社叢	住吉	昭和48年3月31日
15 天然記念物	門上神社社叢	北園	昭和48年3月31日
16 天然記念物	天然記念物「柳」	川南	昭和48年3月31日
17 天然記念物	冬手原銀杏	中原	平成2年3月31日
18 史跡	二本木茶屋場跡	大原	昭和50年11月11日
19 史跡	史跡「常忠寺」	藤北	昭和47年5月19日
20 史跡	岡なまこ墓	岡	平成2年3月31日
21 史跡	落ル水磨崖仏	住吉	平成2年3月31日
22 史跡	勝光寺	木原	平成2年3月31日

### 【千歳村】 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	平尾社鳥居	新殿字平	昭和33年3月25日
2 有形文化財	大乘寺石造五輪塔	新殿字榎木野	昭和45年3月31日
3 有形文化財	平尾社石造宝塔	新殿字ノソ木	昭和33年3月25日
4 有形文化財	柴山石幢	柴山字尾羽根	昭和49年3月19日
5 有形文化財	高添石幢	長峰字尾久保浦	昭和49年3月15日
6 有形文化財	大迫摩崖大日如来座像	長峰字平原	昭和51年3月30日
7 有形民俗文化財	庚申塔	前田字福生寺	昭和46年3月25日

### 村指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	宮田の笠塔婆	柴山字宮田	昭和48年6月5日
2 有形文化財	鹿合田の角笠塔婆	柴山字鹿合田	昭和48年6月5日
3 有形文化財	米山の笠塔婆	船田字米山	昭和43年6月5日
4 有形文化財	石五道の板碑	高添字石五道	昭和48年6月5日
5 有形文化財	石五道の石幢	高添字石五道	昭和48年6月5日
6 有形文化財	岡の笠塔婆	新殿字岡	昭和48年6月5日
7 有形文化財	楠の宝塔	新殿字楠	昭和48年6月5日
8 有形文化財	杉の本の宝塔	柴山字杉の本	昭和48年6月5日
9 有形文化財	福生寺薬師堂境内宝篋印塔	前田字岩下	昭和46年10月
10 有形文化財	大乘寺境内宝篋印塔	新殿字榎木野	昭和46年10月
11 有形文化財	長慶寺跡八仏笠地蔵	長峰字大迫	昭和46年10月
12 有形文化財	五郎丸の板碑	石田字五郎丸	昭和48年6月5日
13 有形文化財	上津留の石幢	下山字上津留	昭和48年6月5日
14 有形文化財	漆生の笠塔婆	下山字漆生	昭和48年6月5日
15 有形文化財	日向久保の宝篋印塔	柴山字日向久保	昭和48年6月5日
16 有形文化財	峯の笠塔婆	柴山字峯	昭和48年6月5日
17 有形文化財	藤原の板碑	柴山字藤原	昭和48年6月5日
18 有形文化財	棟札	柴山字宮田	昭和48年6月5日
19 有形文化財	棟札	柴山字宮田	昭和48年6月5日
20 有形文化財	上ノ久保の石幢	船田字上ノ久保	昭和48年6月5日
21 有形文化財	高添上の板碑 2基	高添字高添上	昭和48年6月5日
22 有形文化財	久保山の宝篋印塔	石田字久保山	昭和48年6月5日
23 有形文化財	大木の宝塔	下山字大木	昭和61年12月1日
24 有形文化財	下ノ原の道標	長峰字下ノ原	昭和62年12月1日
25 有形文化財	妙覚寺山門	柴山	昭和61年12月1日
26 有形民俗文化財	慈康庵供養塔	長峰字尾の平	昭和46年10月
27 有形民俗文化財	茶屋の辻庚申塔	長峰字野尻	昭和46年10月
28 史跡	宮成吉郎右衛門墓碑	新殿	昭和53年10月12日
29 天然記念物	鳥居原の大杉	新殿字平	昭和45年

### 県選択文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
1 無形民俗文化財	柴山ひょうたん祭り	柴山字宮田	昭和33年3月25日

### 【犬飼町】 国指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 史跡	犬飼石仏	田原字渡無瀬	昭和9年1月22日

### 県指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	犬飼石仏周辺五輪塔群	田原字渡無瀬	昭和42年3月31日
2 有形文化財	新飼宝塔	黒松	昭和50年3月28日
3 有形文化財	宝篋印塔（大聖寺開山塔）	柴北	昭和50年3月28日
4 有形文化財	宝塔	黒松字宮脇	昭和50年3月28日
5 有形文化財	石幢	高津原字藤ノ木	昭和58年4月12日
6 有形文化財	阿弥陀如来	柴北	昭和63年3月15日

### 町指定文化財

指定種別	名称	所在地	指定年月日
1 有形文化財	宝篋印塔	黒松字新飼	昭和49年7月1日
2 有形文化財	石幢（笠地蔵）	高津原	昭和49年7月1日
3 有形文化財	宝篋印塔	柴北	昭和49年7月1日
4 有形文化財	五輪塔	柴北	昭和49年7月1日
5 有形文化財	石幢（愛宕様）	柴北	昭和49年7月1日
6 有形文化財	石幢（六ッ子地蔵）	柴北	昭和49年7月1日
7 有形文化財	宝篋印塔	田原字石井	昭和49年7月1日
8 有形文化財	宝篋印塔	田原字上重	昭和49年7月1日
9 有形文化財	鳥居	下津尾字船戸	昭和49年7月1日
10 有形文化財	宝篋印塔	下津尾字船戸	昭和49年7月1日
11 有形文化財	宝篋印塔	下津尾字船戸	昭和49年7月1日
12 有形文化財	五輪塔群	栗ヶ畑	昭和49年7月1日
13 史跡	参勤交代道路（付 蒲鉾石）	下津尾上ッ町	昭和49年7月1日
14 史跡	犬飼港（付 火の道・波乗り地蔵）	下津尾一部	昭和57年6月24日
15 有形文化財	千世橋	下津尾真萱	昭和55年11月29日
16 有形文化財	石幢	大寒下山奥	昭和57年6月1日
17 有形文化財	門構え長屋	長畑字長小野	昭和58年1月20日
18 無形文化財	朝倉流黒松神楽	黒松	昭和57年6月24日
19 無形文化財	鞍馬流細口棒術	西寒田細口	昭和58年1月20日
20 有形文化財	仏像（聖観音）	柴北	平成6年2月28日
21 有形文化財	仏像（達磨）	柴北	平成6年2月28日
22 有形文化財	仏像（弁財尊天）	柴北	平成6年2月28日
23 有形文化財	宝篋印塔	高津原	平成8年8月1日
24 有形文化財	神宿橋（石像橋）	柴北字柳平	平成8年8月1日
25 有形文化財	石幢	黒松字鍋頭	平成8年9月24日
26 有形文化財	阿蘇神社鳥居（一の鳥居）	黒松字宮脇	平成8年9月24日
27 有形文化財	宝篋印塔	田原	平成8年9月24日
28 有形文化財	両村橋	柴北	平成12年8月24日
29 有形文化財	犬飼港図	田原	平成12年8月24日
30 有形文化財	十一面観音像	田原	平成12年8月24日
31 有形文化財	大聖寺五輪塔群	柴北	平成14年3月1日

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第47号

大野郡5町2村合併協議会

## 【根拠法令】

### 文化財保護法（抜粋）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない

（地方公共団体の事務）

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

（地方文化財保護審議会）

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## 【先進事例】

### あさぎり町（H15.4.1 合併）

#### 社会教育関係の取扱い

社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。

また、各事業については、新町において検討調整する。

町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。

### 東かがわ市（H15.4.1 合併）

町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。

### さぬき市（H14.4.1 合併）

指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。

### 西東京市（H13.1.21 合併）

文化財の保護については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 久万高原町（H16.8.1 合併予定）

文化財保護事業については、地域文化保存のために重要であることから、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

## 社会教育事業の取扱いについて（その 2）

社会教育事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 社会教育事業の取扱いについて（その 2）

各町村で実施している社会教育事業（生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業）については、引き続き振興を図り、効果的な運営ができるよう新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業の取扱い	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
家庭教育	幼稚園児の保護者を対象に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級	乳幼児の保護者を中心に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級	乳幼児から中学生までの保護者を中心に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級	保育園児の保護者を中心に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級 子育て講座	保育園に通園していない乳幼児の保護者を対象に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級	乳幼児から中学生までの保護者を中心に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級 親子鑑賞会	保育園児や幼稚園児の保護者を対象に、家庭教育の振興を図る。 家庭教育学級	<b>【専門部会・幹事会案】</b> 各町村で実施している社会教育事業（生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業）については、引き続き振興を図り、効果的な運営ができるよう新市において調整する。
青少年教育	青少年の健全育成を目的に各事業を実施している。 子ども教室 冬休み子ども教室 夏休み子ども教室 通学合宿 青少年健全育成会議 ボーイスカウト	青少年の健全育成を目的に各事業を実施している。 ネイチャースクール ふるさと学習事業（学社連携事業） 青少年健全育成会議	青少年の健全育成を目的に各事業を実施している。 子ども創作教室 子どもチャレンジ教室 ことばの森フェスタ 地域子ども会の育成 ジュニアリーダー活動 青少年健全育成会議 サマーステイ事業（滞在型長期宿泊）	青少年の健全育成を目的に各事業を実施している。 通学合宿 ふれあいゲートボール大会 盆踊り（青年団） 高齢者とのふれあい事業 1日歴史体験事業 子どもお茶教室 子ほめ事業 青少年健全育成会議	青少年の健全育成を目的に、事業を実施している。 通学合宿 青少年健全育成会議	青少年の健全育成を目的に各事業を実施している。 千歳っ子くらぶ 通学合宿 高校生の集い 青年団（研修会） 青少年健全育成会議	青少年の健全育成を目的に、事業を実施している。 犬飼っ子ふるさと学習会 青少年健全育成会議	
成人教育	各種講座等を開催し、学習の機会を提供する。 ふるさと歴史教室 町民大学講座 園芸教室		各種講座等を開催し、学習の機会を提供する。 大野路夢塾 町民すこやか講座 PTA育成事業	講座を開催し、学習の機会を提供する。 町民講座	各種講座等を開催し、学習の機会を提供する。 人物紀行講座 大野路夢塾 PTA育成事業		各種講座等を開催し、学習の機会を提供する。 文学講座 郷土史講座 犬飼KENKO塾	
女性教育	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 自主公民館女性学級 三重町女性学級連絡協議会 女性団体連絡協議会	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 女性学級(3学級) 女性団体連絡協議会	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 女性学級 ことぶき学級 生活学校 地区婦人会 女性団体連絡協議会	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 あじさい学園 女性団体連絡協議会 地域婦人会 生活学校	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 女性講座 しゅうとめ会 支部婦人学級 女性団体連絡協議会	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 中央婦人学級 地区婦人学級 女性団体連絡協議会	女性の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 女性学級 女性団体連絡協議会	
高齢者教育	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 人材活用事業 活き粋高齢者大学 みくに学園	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 高齢者学級(3学級)	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 高齢者大学(2学級) 高齢者の主張 名人(名工)顕彰事業 男性料理教室	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 福寿大学	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 生きがい学級 集会所高齢者学級	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 高齢者学級 西学級	高齢者の生きがい創出と積極的な社会参加を図るため、学習の機会を提供する。 若鮎大学	
人権同和教育	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 嶋田集会所運営事業 人権学習学級講座 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 人権教育講座 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 人権教育学級 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 しゃくなげ学級 人権講演会（関係課と共催） 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 同和对策集会所事業 保健福祉人権の集い（関係課と共催） 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 人権学習学級 《各学級等でも人権学習を実施》	生涯学習の場で様々な機会を通して人権教育を推進する。 人権教育啓発研修会 《各学級等でも人権学習を実施》	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48 - 2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業の取扱い	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
視聴覚教育	急速な情報関連技術の進歩に対応するため、講習会を開催する。 IT講習会 視聴覚技術講習会	急速な情報関連技術の進歩に対応するため、講習会を開催する。 IT講習会	急速な情報関連技術の進歩に対応するため、講習会を開催する。 IT講習会			急速な情報関連技術の進歩に対応するため、講習会を開催する。 パソコン教室		
生涯学習全般	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 地区公民館事業(2地区) 自治公民館振興事業 生涯学習ボランティア人材バンク 人材交流事業 生涯学習まつり 美術祭	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 生涯学習振興大会 芸術作品展 盆踊り大会 岩戸太鼓	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 「きらりびと」派遣事業 地区公民館事業(3地区) 生涯学習振興大会	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 公民館フェスタ	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 生涯学習推進大会 公民館まつり	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 生涯学習推進大会	人生の生きがいを覚える生涯学習の形成と地域振興を図るため、様々な形で支援する。 生涯学習推進大会	
公民館教室	各種教室・講座を開設し、健康で心豊かな人間形成と活力ある地域づくりに努める。 実用書道教室 手芸教室 庭木づくり教室 竹細工教室 ちぎり絵教室 など 全18教室				各種教室・講座を開設し、健康で心豊かな人間形成と活力ある地域づくりに努める。 郷土芸能(神楽)教室 水墨画教室 そめもの教室 健康体操教室 手話教室 など 全6教室			
	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 コーラスクラブ 書道クラブ 俳画クラブ 写真クラブ 囲碁クラブ など 全20教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 郷土史研究会 書道教室 水墨画教室 折り紙教室 押し花教室 など 全26教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 書道教室 短歌教室 俳句教室 文学教室 カラオケ教室 など 全28教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 竹工芸教室 太極拳教室 社交ダンス教室 ちぎり絵教室 俳句教室 など 全33教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 カラオケクラブ 男の料理教室 陶芸クラブ 手芸クラブ 民謡クラブ など 全31教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 ひょうたん読書会 手話サークル 習字教室 水墨画教室 短歌会 など 全16教室	住民が主体となって、趣味活動の輪を広げることを目的とする。 《自主運営クラブ・教室》 書道教室 囲碁教室 音楽教室 コーラス教室 詩吟教室 など 全11教室	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業の取扱い	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
<b>図書活動事業</b>								
名称	三重町立図書館	清川村中央公民館図書室	緒方町立緒方図書館	朝地町公民館図書室	大野町中央公民館図書室	千歳村中央公民館図書室	犬飼町中央公民館図書室	
開館時間	午前10時～午後6時 ただし、土曜日、日曜日は 午前10時～午後5時	午前8時30分～午後5時	午前10時～午後6時 ただし、土曜日、日曜日は 午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後5時 午後6時～午後10時 ただし、日曜日は 午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後6時	
休館日	月曜日 国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 12月27日～翌年1月4日 資料整理日（毎月最終金曜日） 特別整理期間（年15日以内）	毎週土曜日及び日曜日 国民の祝日 12月29日～翌年1月3日	毎週月曜日 国民の祝日（その日が月曜日と重なるときは、その翌日） ただし、5月5日と11月3日は 開館 12月29日～翌年1月3日 特別整理期間	毎週土曜日及び日曜日 国民の祝日 12月29日～翌年1月3日	毎週土曜日及び日曜日 国民の祝日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日） 年末年始の館長が定めた期間	12月29日～翌年1月3日	毎週日曜日 国民の祝日及びその繰替休みの日 12月28日～翌年1月4日 その他館長が定める日	
貸出期間	14日 5冊	14日 5冊	14日 10冊	7日（団体30日）	14日 5冊	7日 3～10冊	14日 3冊	
蔵書冊数	図書 61,368冊 雑誌 41タイトル AV 116点	図書 16,046冊 雑誌 1タイトル AV 313点	図書 17,336冊 雑誌 38タイトル AV 50点	図書 4,200冊	図書 1,966冊 AV 282点	図書 4,448冊 雑誌 30タイトル AV 20点	図書 5,000冊	
図書館行事の実施	おはなしの部屋 図書館まつり 水曜クラブ 古文書を読む会 読書と創作を楽しむ会	おはなしのへや	お月見 クリスマス 手作り絵本 ブックスタート おはなしのへや					
ボランティア団体	人形劇、読み聞かせ	読み聞かせ、人形劇	読み聞かせ等					
図書館システム	導入済み		導入済み					
県立図書館との連携	協力貸出	地域振興文庫、協力貸出	団体貸出文庫、協力貸出	団体貸出文庫	団体貸出文庫	団体貸出文庫	団体貸出文庫	
学校との連携	移動図書館・団体貸出	団体貸出	団体貸出			要望があれば対応		
地域との連携	移動図書館・団体貸出 地区公民館図書館		団体貸出	ミニ図書館（4カ所）		団体貸出		
その他の事業	図書館だよりの発行 ふれあいコーナーの設置 特設コーナーの設置	新刊図書案内（広報きよかわ）	図書館だよりの発行					
町村文化施設主催事業			歴史民俗資料館 常設展示 巡回写真展 文化財めぐり 「尾平鉦山誌」の発刊	朝倉文夫記念ホール 大分アジア彫刻展（2年ごと） あさじアマチュア美術展 朝地町美術展 佐藤珠幸陶芸展 朝地・上海小中学生作品交流展 など年間10程度のイベントを企画 美術館作品鑑賞会 スケッチ会 絵手紙講座 常設展示		幸寿美術館 常設展示		

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業の取扱い	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
スポーツ行事	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 三重町さくらロードレース 町民さわやか体育祭 地区対抗駅伝大会	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 バレーボール大会 ミニバレーボール大会 駅伝大会	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 三世代交流スポーツ大会（グラウンドゴルフ） すこやかゲートボール大会 紅葉みであるき大会 ふれあい駅伝大会 卓球大会 ジュニアスポーツ大会	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 歩こう会 ソフトボール大会 ゲートボール大会 ミニバレーボール大会 ポウリング大会 青少年野球大会 マラソン大会 駅伝大会 （上記の行事については、体育会と共催）	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 ぼたん桜マラソン大会 自治会親睦ソフトボール大会 町内駅伝大会 町民体育祭 自治会親睦ミニバレーボール大会 （上記の行事については、体育会と共催）	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 職域並びにクラブチーム対抗ミニバレーボール大会 教育長旗ソフトボール大会 教育長杯グラウンドゴルフ大会 いきいきスポーツ祭（スマイルポウリング大会） 教育長杯ゲートボール大会	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している行事 〔該当なし〕	
社会体育事業	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 大野郡バドミントン大会 三重町つつじ射会 県民すこやかスポーツ祭 ナイターソフトボール大会 壮年ソフトボール大会 町民ソフトボール大会 町民グラウンドゴルフ大会 初詣歩こう走ろう大会 町民卓球大会 町民ゲートボール大会 フレッシュランド杯スポーツ大会	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 野球大会 ソフトボール大会 チャリティゴルフ大会 村民体育祭	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 ナイターソフトボール大会 緒方三郎性栄旗争奪少年剣道大会 OB杯少年剣道大会 春季軟式野球大会 町長杯軟式野球大会 連盟会長杯軟式野球大会 秋季軟式野球大会 バレーボール大会 ミニバレーボール大会 グラウンドゴルフ大会 町長杯ゲートボール大会 ジュニアバレーボール大会 五千石マラソン大会 町民体育祭	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 町民体育祭	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 野球大会 ソフトボール大会 ゲートボール大会 バレーボール大会 ミニバレーボール大会 ゴルフ大会 夏季少年野球大会 烏帽子旗争奪少年剣道大会 少年野球招待試合 郡小連秋季バレーボール大会 スポ少スポーツ交流大会 町体協ゲートボール大会	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 村長旗争奪野球大会 村長旗ゲートボール大会 村長杯親善ゴルフ大会 地区対抗野球大会 壮年ソフトボール大会 ひょうたんマラソン大会 村長旗グラウンドゴルフ大会 地区対抗駅伝競走大会	主に体育協会や実行委員会等が主体となって実施している行事 野球大会 ソフトボール大会 ゲートボール大会 ミニバレーボール大会 グラウンドゴルフ大会 カヌー大会 町民体育大会	
スポーツ・健康教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 ベタンク講習会 スマイルポウリング講習会 ソフトバレーボール講習会	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 ミニバレーボール教室 バドミントン教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 水泳教室 スキー教室 スケート教室 アウトドア教室 エアロビクス教室（フィットネス） ニュースポーツ教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 水泳教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 軽スポーツ教室 ニュースポーツ教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 小学生を中心としたスポーツ教室	主に町村（教育委員会）が主体となって実施している教室 スケート教室	
	主に任意団体等が主体となって実施している教室 スイミングスクール 健康づくりトレーニング教室 バウンドテニス教室 さわやかピンポンデー	主に任意団体等が主体となって実施している教室 〔該当なし〕	主に任意団体等が主体となって実施している教室 卓球教室 登山教室 陸上教室 合気道教室 3B体操 ソフトテニス教室 バドミントン教室 綱引き	主に任意団体等が主体となって実施している教室 3B教室 軽スポーツ教室	主に任意団体等が主体となって実施している教室 〔該当なし〕	主に任意団体等が主体となって実施している教室 〔該当なし〕	主に任意団体等が主体となって実施している教室 卓球教室 カヌー教室 3B教室 スポーツ教室	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	48.社会教育事業の取扱い	中項目	1.社会教育の推進
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
スポーツ災害補償	三重町スポーツ傷害見舞金 三重町並びに三重町教育委員会 が主催又は後援する各種スポーツ 大行事に参加した町民が、そのスポ ーツ活動中において傷害を受けた 場合に当該町民又はその遺族に見 舞金を支給	清川村スポーツ傷害見舞金 清川村並びに清川村教育委員会 が主催又は後援する各種団体の大 会に参加した村民が、そのスポ ーツ活動中において、傷害を受けた 場合に当該村民又はその遺族に見 舞金を支給	緒方町スポーツ災害補償 町の指定するスポーツ行事に参 加して傷害を受けた者に対するの 補償	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	(制度なし)	町並び町教育委員会が主催する スポーツ行事に参加して傷害を受 けた者に対するの補償は、自治会 保険や公民館総合補償で対応して いる。
地域スポーツ活動の普及・振興	総合型地域スポーツクラブ活動支 援事業 住民または参加者が自主運営し 単一種目ではなく、たくさんの種 目を幅広い年齢層が楽しみ勝利指 向に偏らず一生涯スポーツ文化を 楽しめる施設や環境が整備された スポーツクラブ活動	(特になし)	総合型地域スポーツクラブ活動 支援事業 住民または参加者が自主運営し 単一種目ではなく、たくさんの種 目を幅広い年齢層が楽しみ勝利指 向に偏らず一生涯スポーツ文化を 楽しめる施設や環境が整備された スポーツクラブ活動	(特になし)	(特になし)	(特になし)	(特になし)	
社会体育施設整備事業補助	(特になし)	(特になし)	自治区のスポーツ広場(500㎡ 以上)の建設や社会体育施設(施 設及び用具)の整備 事業費の1/3以内 100万円を上 限とし、用地代は含まない。	(特になし)	(特になし)	(特になし)	(特になし)	
体育協会等への支援	町村体育協会への運営補助 加盟団体 24 競技 補助金額 1,530,000円  フレッシュランドみえ運営補助 (三重町スポーツ振興会) 補助金額 30,000,000円	町村体育協会への運営補助 加盟団体 12 競技 補助金額 1,440,000円	町村体育協会への運営補助 加盟団体 18 競技 補助金額 2,800,000円	町村体育協会への運営補助 加盟団体 10 競技 補助金額 2,790,000円	町村体育協会への運営補助 加盟団体 8 競技 補助金額 2,511,000円	町村体育協会への運営補助 加盟団体 14 競技 (体育協会への補助なし)	町村体育協会への運営補助 加盟団体 18 競技 補助金額 2,052,000円	
スポーツ少年団等への活動支援	スポーツ少年団活動に対するの補 助金 補助金額 225,000円	スポーツ少年団活動に対するの補 助金 補助金額 180,000円	スポーツ少年団活動等に対するの 補助金 補助金額 974,000円	スポーツ少年団活動に対するの補 助金 (体育会から補助)	スポーツ少年団活動に対するの補 助金 補助金額 189,000円	スポーツ少年団活動等に対するの 補助金 補助金額 131,000円	スポーツ少年団活動に対するの補 助金 補助金額 510,000円	
各種スポーツ大会等運営補助	豊肥地区剣道大会 町少年柔道大会 町少年野球大会 町長杯野球大会 町つつし射会 少年サッカー大会 豊の国馬術大会 など 全11大会に2,833,000円 補助	村民体育祭補助 350,000円	(特になし)	(特になし)	(特になし)	(特になし)	日本バラカヌー競技大会 500,000円 カヌー審判クラブ 456,000円	



# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

## 【根拠法令】

### 社会教育法（抜粋）

第1条 この法律は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びその斡旋を行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 10 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 11 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 12 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 13 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 14 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 15 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 16 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

第5章 公民館（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りではない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

第6章 学校施設の利用

（社会教育の講座）

第48条 学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第48-2号

大野郡5町2村合併協議会

## 【先進事例】

### 西東京市（H13.1.21 合併）

その他社会教育事業については、当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。  
体育・スポーツ等については、当面現行のまま実施する。  
図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。

### 東かがわ市（H15.4.1 合併）

教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。

### さぬき市（H14.4.1 合併）

主要行事については、各町の現況を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。  
各種行事関係、生涯学習講座は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。  
各事業等は、新市においても継続して実施する。

### あさぎり町（H15.4.1 合併）

社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。  
また、各事業については、新町において検討調整する。  
各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。  
文化協会については合併時に統一する内容等については新町において検討調整する  
スポーツ行事については、新町の教育委員会及び体育協会において調整し決定する。ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間調整する。

### 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（H16.4.1 合併予定）

全市町村対象に開催されている各種行事、生涯学習講座及び文化事業については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行われるよう新市において調整する。  
各種スポーツ行事等については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行われるよう、新市において調整する。

### 愛媛県東宇和・三瓶町合併協議会（H16.4.1 合併予定）

生涯学習事業、公民館講座及び各種行事については新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

### 愛媛県南宇和合併協議会（H16.10.1 合併予定）

生涯学習業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後、速やかに調整する。また、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、住民サービスの向上を図るものとする。

### 久万高原町（H16.8.1 合併予定）

生涯学習及び社会教育関係事業については、新町へ移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整することとする。  
現在、各町村が実施している各種講座および合併までに実施可能な講座については、新町へ移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整することとする。  
各スポーツ大会については、新町へ移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整することとする。

### 宮城県登米地域合併協議会（H17.3.22 合併予定）

社会教育事業、社会体育事業及び各種行事については、当分の間現行のとおりとし、効果的な運営が行なわれるよう、新市において調整するものとする。

### 佐賀県小城郡合併協議会（H16.10 合併予定）

公民館主催教室・講座等については、新市において新たに調整する。ただし、合併年度については、現行のとおりとする。  
町民体育大会については、現行のとおり開催する。  
スポーツ大会については、新市において、市主催、体育協会主催の区別整理を行う。ただし、合併年度については、現行のとおりとする。  
スポーツ教室については、新市において調整する。ただし、合併年度については、現行のとおりとする。

## 【社会教育事業の基本的な考え方】

社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。  
《合併協議会運営の手引きより》

## その他の事業の取扱いについて（その 2）

その他の事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### その他の事業の取扱いについて（その 2）

#### （コミュニティ施策の取扱い）

自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。

新市においては、NPO等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第52 - 2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	52. その他の事業の取扱い(その2)	中項目	2. コミュニティ施策の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町の現況								調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町		
1. 自治公民館補助事業									自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。
・関係法令等									新市においては、NPO等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO等の市民グループの設立・育成を全面的に支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働したまちづくりを進める。
・建設補助	<p>地区館、自治公民館を新築した場合、当該事業費の100分の3以内を補助する。</p> <p>自治公民館設置の際、合併処理浄化槽の導入補助を行う。</p>	<p>(補助金交付対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公共施設災害復旧事業</li> <li>消防団体施設整備事業</li> <li>農林業振興事業</li> <li>畜産振興事業</li> <li>商工振興事業</li> <li>土地改良事業</li> <li>公共施設設置事業</li> <li>教育振興事業</li> <li>社会福祉事業</li> <li>その他村長が必要と認めた事業</li> </ol> <p>補助金は予算の範囲内において交付する。</p> <p>地区公民館を補助事業により新築した場合、当該事業費の100分の5を補助する。</p> <p>平成14年度支出については当該地区に村営住宅があり地区個別負担額×戸数分を支出。</p>	<p>条例又は他の規程に別段定めのあるものを除くほか、町が行う事業以外で、それぞれの行政区が単独で施行する事業に対して補助金を交付する。</p> <p>ただし、国庫及び県費補助金等が交付される事業については、総事業費から当該補助金の額を控除した地元負担額を交付対象額とする。</p> <p>区公民館の新築、改築、増築及び補修。</p> <p>区放送施設の新築、更新及び補修。</p> <p>その他町長が必要と認めた事業。</p>	<p>補助金の交付額は、次のとおりとし、補助金の限度額を600万円以内とする。</p> <p>自治公民館の新築にあつては、要した費用査定額の5割以内とし、備品は含まない。</p> <p>その事業が国、県の補助を受けて実施する場合には、補助事業の補助率が5割に満たない場合に限り、5割に達するまでの差額を補助する。</p> <p>自治公民館の増改築、内容設備の充実にあつては、要した費用査定額の2割以内とする。</p>	<p>建設用地の取得費及び造成費については、補助対象外とする。</p> <p>建設工事費の補助対象額は、1平方メートル当たり125,000円程度とする。</p> <p>ただし、木造建築の場合とする。</p> <p>なお、消費税額は補助対象外とする。</p> <p>建築基準面積は、1戸当たり3.3平方メートル以内とする。</p> <p>ただし、15戸以下については、最高50平方メートルまでを補助対象とする。</p> <p>冷暖房設備に係る費用については、補助対象外とする。</p> <p>内容施設(備品)の補助対象額は、1館につき500,000円とし、更に1戸当たり5,000円を上乗せした額とする。</p> <p>自治公民館新築の場合 建 物 新築に要した費用査定額の7割5分以内 内容施設 施設に要した費用査定額の3割以内 自治公民館増改築の場合 建 物 増改築に要した費用査定額の3割以内 内容施設 施設に要した費用査定額の3割以内</p>	<p>専用の場合は、建築工事費の30パーセント以内とする。</p> <p>兼用の場合は、他用途に係る建築費を控除する。</p> <p>ただし、建築に係る事業費の内、補助金の交付を受けた場合(村費)は建設費から補助金の交付を受けた額を差し引いた事業費に対し適用する。</p> <p>工事費100万円未満は、補助対象としない。</p> <p>補助金建築対象となる建築工事費は、請負契約書による金額とする。</p> <p>取付道路舗装及び地区公民館に付設する駐車場の舗装について生コン30パーセントを補助する。</p>	<p>国・県等の補助事業により施行する事業以外の行政区の集会施設(行政区が所有または管理する集会所、公民館、生活改善センター等)の建設等に関する補助金。</p> <p>対象は、次のとおり。</p> <p>新規に建設する場合の建設費。</p> <p>新規に取得する場合の取得費及び増改築費。ただし、土地代は含まない。</p> <p>破損等による修繕料。ただし、畳、カーテン、什器類等付属品は含まない。</p> <p>新規の建設及び増改築修繕の場合の設計費。</p> <p>エアコン又はクーラーの本体購入費。</p> <p>上記の補助率は、町が査定した必要経費の2割以内で、補助対象額は15,000,000円を限度とし、総事業費が1戸当たり5,000円未満の場合は、補助しないものとする。</p> <p>ただし、については、補助率は5割以内で400,000円を限度とし、総事業費の1戸当たりの額は問わない。</p> <p>災害の場合の補助対象事業は、次のとおりとし、災害保険等に加入した施設に限る。</p> <p>火災により改修又は修繕する場合。</p> <p>風水害及び地震により改修又は修繕する場合。</p> <p>白蟻等の被害により、修繕する場合。</p> <p>災害により改築する場合の取り壊しに係る費用。</p> <p>その他の被害により、改修又は修繕することが適当と認められる場合。</p> <p>災害に関する補助対象額は、町が査定した必要経費の額とし、左記の関係戸数による率によって算定した額とする。</p>	<p>(平成16年2月27日作業部会案)</p> <p>自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。</p> <p>新市においては、NPO等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。</p> <p>(平成16年3月1日企画専門部会案)</p> <p>自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。</p> <p>新市においては、NPO等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。</p> <p>(平成16年3月4日幹事会案)</p>	
・公民館建設H13年度実績(補助額)	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 3館 511,000円	新築..... 1館 6,000,000円 増改築..... 1館 15,000円	新築..... 1館 7,611,000円 増改築..... 3館 1,340,000円	(千歳村) 新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円		
H14年度実績(補助額)	新築..... 1館 436,000円 増改築..... 0館 0円	新築..... 1館 2,800,000円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 1館 17,325円	新築..... 2館 17,191,000円 増改築..... 5館 293,800円	新築..... 1館 9,476,000円 増改築..... 0館 0円	新築..... 1館 3,000,000円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円		
H15年度実績(補助額)	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 0館 0円 増改築..... 1館 131,391円	新築..... 1館 2,887,000円 増改築..... 2館 258,000円	新築..... 3館 30,614,000円 増改築..... 3館 1,205,000円	新築..... 0館 0円 増改築..... 0館 0円	新築..... 7館 1,022,000円 (エアコン取付工事補助金) 増改築..... 0館 0円		

(犬飼町続き)

戸数	補助率
20戸未満	0.60
20戸以上	0.55
30戸以上	0.50
40戸以上	0.45
50戸以上	0.40

補助対象額は5,000,000円を限度とし、総事業費が1戸当たり10,000円以下の場合は補助しないものとする。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第52 - 2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	52. その他の事業の取扱い(その2)				中項目	2. コミュニティ施策の取扱い			
協議の結果									
小項目	大野郡5町の現況								調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町		
・運営補助	なし	地域活性化事業 地区住民全員が参加対象となる事業を展開し、地域づくりを目指す。地域の今後の教室、講演、祭り、研修等の事業の他、特色のある独自の活動を実施した地域に補助。 ・1年間に20万円の補助で、期間は2年間。	なし	自治公民館運営費補助金 事業概要 社会教育の振興、特に自治公民館の自主活動を図るため、教育委員会が定めた自治公民館を対象に、運営費の一部として予算の範囲内で交付する。 補助交付基準 均等割(14,000円) 戸数割(500円)	自治公民館運営費補助金 地域づくりを進める自治公民館の活動に対して補助をする。	なし	なし		
H14年度実績(補助額)	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 5 団体 補助金額 1,000,000 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 34 団体 補助金額 1,099,000 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	
H15年度実績(補助額)	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 3 団体 補助金額 600,000 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 34 団体 補助金額 907,200 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	
				朝地町自治公民館「1館1事業」活動補助金 事業概要 自治公民館の「1館1事業」等の独自活動を支援することにより、地域づくりの原点である自治公民館の育成と活動の活性化を図る。 補助交付基準 補助金の額は事業に要した費用の5割以内とし、10万円を限度とする。ただし、他の補助事業に該当するときは交付しないものとする。	生涯学習活動推進事業補助金 地域づくりを進める自治公民館の活動に対して補助をする。 ・平成14年度 北部地区、後田北自治会西支部 ・平成15年度 北部地区				
H14年度実績(補助額)				補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 2 団体 補助金額 108,000 円				
H15年度実績(補助額)				補助団体数 0 団体 補助金額 0 円	補助団体数 1 団体 補助金額 90,000 円				
2. NPO法人・組織概要(名称)	C S O おおいた	オーバー	なし	なし	特定非営利活動法人 養老会	なし	河童倶楽部		
(設立年月日)	平成15年4月22日 (認証年月日)	平成15年6月13日 (認証年月日)			平成13年5月28日 (認証年月日)		平成14年4月10日 (認証年月日)		
(活動内容)	高齢者、障害者に対するグループホーム、デイサービス及び子育て支援等の活動を実施。	介護保険法等によるデイサービス事業や地域の高齢者、障害者等を対象とした生活相談、学童保育等の活動を実施。			看護師経験者等によるボランティア団体が、痴呆対応型共同生活事業等を介護保険事業への参入を目指す。グループホーム1ユニット(9床)デイサービスセンター14人以内。組織人数36名(理事5人、監事2人、職員17人、ボランティア会員12人)		大野川を中心とした河川をフィールドにコミュニケーション・交流の場を提供する。活動シンボル『河童小屋』を拠点に川の清掃・蜚の復元・水質の浄化・子供たちの環境学習やふれあい・川をフィールドとした地域づくり等を行う。組織人数 10名		
(H15町補助金)	0 円	0 円			0 円		0 円		
(名称)	大分環境みらい						豊肥県南文化事業団		
(設立年月日)	平成15年11月21日 (認証年月日)						平成14年12月27日 (認証年月日)		
(活動内容)	土砂災害の監視、GPSによる精密計測の事業提案及び災害防除、環境整備等のボランティア活動を実施。						文化教室の事業を発展させ、健康づくり活動、エトピア大野におけるステージ活動、大野川リバーツーリング等の活動。		
(H15町補助金)	0 円						0 円		

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第27号

大野郡5町2村合併協議会

## コミュニティ施策の基本的な考え方

活力ある地域を構築するには、行政がすべての領域をカバーすることは限界を迎えつつあり、今後は、民間と行政の役割分担・責任分担のシステムを確立していく必要がある。具体的にはボランティアグループ、地域づくりグループなど、地域活動に関わる組織づくりを支援し、NPOなど新しい形での住民参画を推進する必要がある。

また、住民が主体の地域づくりでは、地域コミュニティが大きな役割を果たすため、地域のリーダーの育成を強力に推進し、自治会など各種活動の支援や公民館等のコミュニティ施設を整備・充実することでコミュニティ活動を推進する必要がある。

## NPO(非営利団体)とは

NPOとは「Non Profit Organization」(非営利組織)の略です。平成7年の阪神・淡路大震災を契機に組織的な活動ができる法人の必要性に基づき「特定非営利活動促進法」(NPO法)が議員立法として成立、平成10年に施行されました。

NPO法は、公益的な活動を行う団体が比較的簡単な手続きで法人格を取得できるように民法34条の公益法人の特別法という位置づけで成立しています。株式会社・有限会社等が営利法人であるのに対し、NPO法人は非営利法人です。

### (NPO法人の活動種類)

保健、医療又は福祉の増進を図る活動	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
社会教育の推進を図る活動	子どもの健全育成を図る活動
まちづくりの推進を図る活動	情報化社会の発展を図る活動
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	科学技術の振興を図る活動
環境の保全を図る活動	経済活動の活性化を図る活動
災害救助活動	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
地域安全活動	消費者の保護を図る活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
国際協力の活動	

以上の17分野意外にも門戸は割りと広く開放されています。

### (NPO法人とボランティアの違い)

NPO	ボランティア
・組織	・個人
・収益を上げるが、非営利	・原則無報酬
・報酬を受けるスタッフもいる	・収益を目的としない
・自発的	・自発性
・自立性、自発性を要する	・自立性は少ない
・目標達成が先決	・自己満足の活動も可

## 先進事例

### 南那須地区合併協議会(栃木県 新市名 那須南市)

- 1 自治会公民館施設整備費補助制度については、合併時に統一するものとする。
- 2 自治会公民館事業関係補助制度については、南那須町の例による。

### 萩広域市町村合併協議会(山口県 H 17.3.6 合併 新市名 萩市)

- 1 集会所等施設整備補助については、合併までに制度を調整し、統一する。
- 2 町内会等活動補助については、合併までに制度を調整し、統一する。
- 3 町内会等活動保険については、平成17年度分から新市が負担する。

### 邑久郡合併協議会(岡山県 H 16.11.1 合併予定 新市名 瀬戸内市)

- 1 自治会・コミュニティ組織は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、審議会等を設置し、統一に向けた検討を行う。
- 2 コミュニティ推進助成事業は、自治活動、コミュニティ活動がより活発に推進できるよう、合併時に要綱を制定し、実施する。
- 3 集会所、放送施設助成事業は、長船町の例をもとに合併時に要綱を制定し、実施する。

### 川薩地区法定合併協議会(鹿児島県 H 16.10.12 合併予定 新市名 薩摩川内市)

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

### 八戸地域合併協議会(青森県 H 17.1.1 合併予定 新市名 八戸市)

- 1 合併後、1年をめどに再編する。現在、八戸市で検討中の「市民活動(NPO)促進指針」(平成16年度中に策定予定)に基づき、事業を再編する。

## 大分県内の先進事例

### 日田市郡合併協議会(H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市)

- 1 コミュニティ施策については、地域コミュニティの活性化を図るため既存の制度を尊重し、新市において新たに制度を設ける。
- 2 交流センター及びコミュニティセンターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。自治公民館の管理運営については当分の間現行どおりとし、負担公平の原則により必要に応じて調整を図る。
- 3 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。